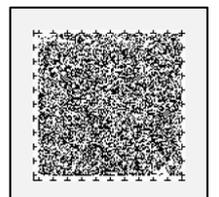


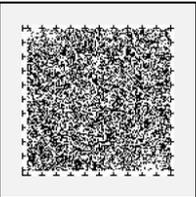
第3次久喜市障がい者計画
第7期久喜市障がい福祉計画
第3期久喜市障がい児福祉計画
(素案)0213



令和6(2024)年3月



表紙の作品「宝」は、久喜市いちょうの木を利用されているみなさんによるものです。



ごあいさつ



本市では、平成30年3月に『第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画』、令和3年3月に『第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画』を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、障がい者による情報の取得利用や意思疎通に対する支援の促進に関する法律や、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が整備されたほか、行政機関等において義務化されていた障がい者への合理的配慮の提供が事業者にも拡大され、障がいを理由とする差別を解消する取り組みも進んでいます。

また、東京2020パラリンピック競技大会においては、スポーツを通じた様々な障がい特性の理解促進など、多様性を認め合う社会の重要性が強調されました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、聴覚や視覚に障がいのある方への情報保障や、意思疎通が難しい方へのコミュニケーション手段の確保、感染症リスクに対応したサービスの提供などの課題が浮き彫りとなり、障がい者・児の健康と安全を守りながら、社会活動に参加しやすい環境を構築することが重要視されるようになりました。

このような社会情勢を踏まえ、本市では、国の『障害者基本計画（第5次）』において示された動向や、障がい者・児を取り巻く状況、令和4年度に実施いたしましたニーズ調査を踏まえ、『第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画』を策定し、「障がい者・児及びその家族に対する地域支援体制」や「地域共生社会」等の実現に向けた取り組みを盛り込んだところです。

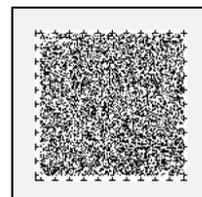
本計画の推進にあたりましては、前計画に引き続き「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」を基本理念とし、関係機関や関係団体等の皆様との連携や協働のもと、各種施策を実施してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました久喜市障がい者施策推進協議会委員の皆様、ヒアリング調査に協力いただきました各障がい者団体の皆様等、本計画の策定にあたり多大なるご協力をいただきました皆様に対し、心からのお礼を申し上げます。

令和6年3月

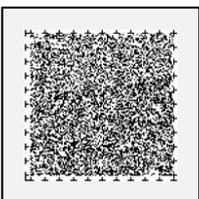
久喜市長

梅田修一



目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画の策定と推進の体制.....	6
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	8
1 障がい者施策に関する国及び県の動向.....	8
2 障がい者の現状.....	10
3 アンケート調査結果の概要.....	16
4 団体ヒアリング調査結果の概要.....	29
5 本計画で取り組むべき課題.....	34
第2部 第3次久喜市障がい者計画.....	42
第1章 計画の理念・視点・体系.....	43
1 計画の理念.....	43
2 計画の視点.....	44
3 計画の体系.....	45
第2章 施策の展開.....	48
分野1 権利擁護・障がい理解.....	48
分野2 地域生活支援.....	53
分野3 就労支援.....	63
分野4 保健・医療.....	66
分野5 教育・保育.....	71
分野6 生涯学習・スポーツ・文化活動.....	74
分野7 生活環境.....	76
分野8 安全・安心なまちづくり.....	80
分野9 情報バリアフリー.....	83



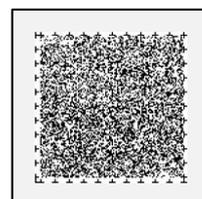
第3部 第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画	86
第1章 計画の基本的な考え方	87
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方	87
2 障害者総合支援法等によるサービスと給付の種類等	89
第2章 施策の展開	90
1 成果目標・活動指標	90
2 障害福祉サービスの見込量	103
3 障がい児への福祉サービスの見込量	111
4 発達障がい者等に対する支援の見込量	114
5 地域生活支援事業の見込量	115
6 障がい児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制の確保	122
資料編	123
1 計画策定の経過	124
2 久喜市障がい者施策推進協議会条例	125
3 久喜市障がい者施策推進協議会委員名簿	127
4 久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程	128
5 用語解説集	130

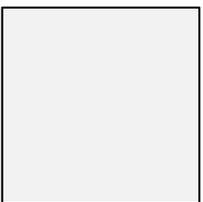
《「障がい」と「障害」の表記について》

本計画では、「障がい」等の「がい」の字の表記について、障がいのある人への障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進する観点から、障害という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「害」をひらがな表記としています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づき定義されている事業等の固有名詞は漢字表記のままとしています。

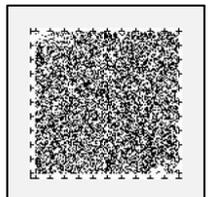
このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表現となっています。





第1部

総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国は、障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するのではなく、障がいのない人を前提としてできあがった社会の作りや仕組みによって生じるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に貫かれた障害者権利条約¹を、平成26（2014）年1月に批准しました。その翌年には国連総会において世界の経済や社会、環境などの開発問題に対応するため、令和12（2030）年までに達成すべき17の項目、169の達成基準からなるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、障がい福祉に関連する項目として、「3 全ての人に健康と福祉を」をはじめとする6項目が示されました。

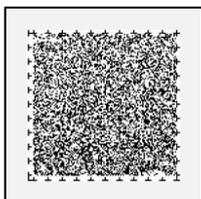
「障害者基本計画（第5次）」は、これらを踏まえて国が策定した計画です。その基本理念は、障害者基本法²第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を示すことであり、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則としています。

本市では、平成30（2018）年3月に「第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画」を策定しました。その3年後となる令和3（2021）年3月には、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の主要な内容である障がい福祉にかかる具体的な数値目標や福祉サービスの見込量を改訂した「第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画」を策定するなどし、障がいのある方への支援と全ての人が住み慣れた地域でともに豊かに生きることのできるまちづくりを進めてきました。

この度、各計画が最終年度を迎えたことから、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえるとともに、「第2次久喜市総合振興計画」が掲げる健康・医療・福祉の基本目標～いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる～の実現を支えるための後継計画、「第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

¹ 障害者権利条約：障がい者の人権や基本的自由の享受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約。

² 障害者基本法：障がい者に関する最も基本となる法律で、障がい者の自立及び社会参加を支援するための施策についての基本的な理念を定め、国及び地方公共団体等が取り組むべき責務を明らかにしている。



2 計画の位置付け

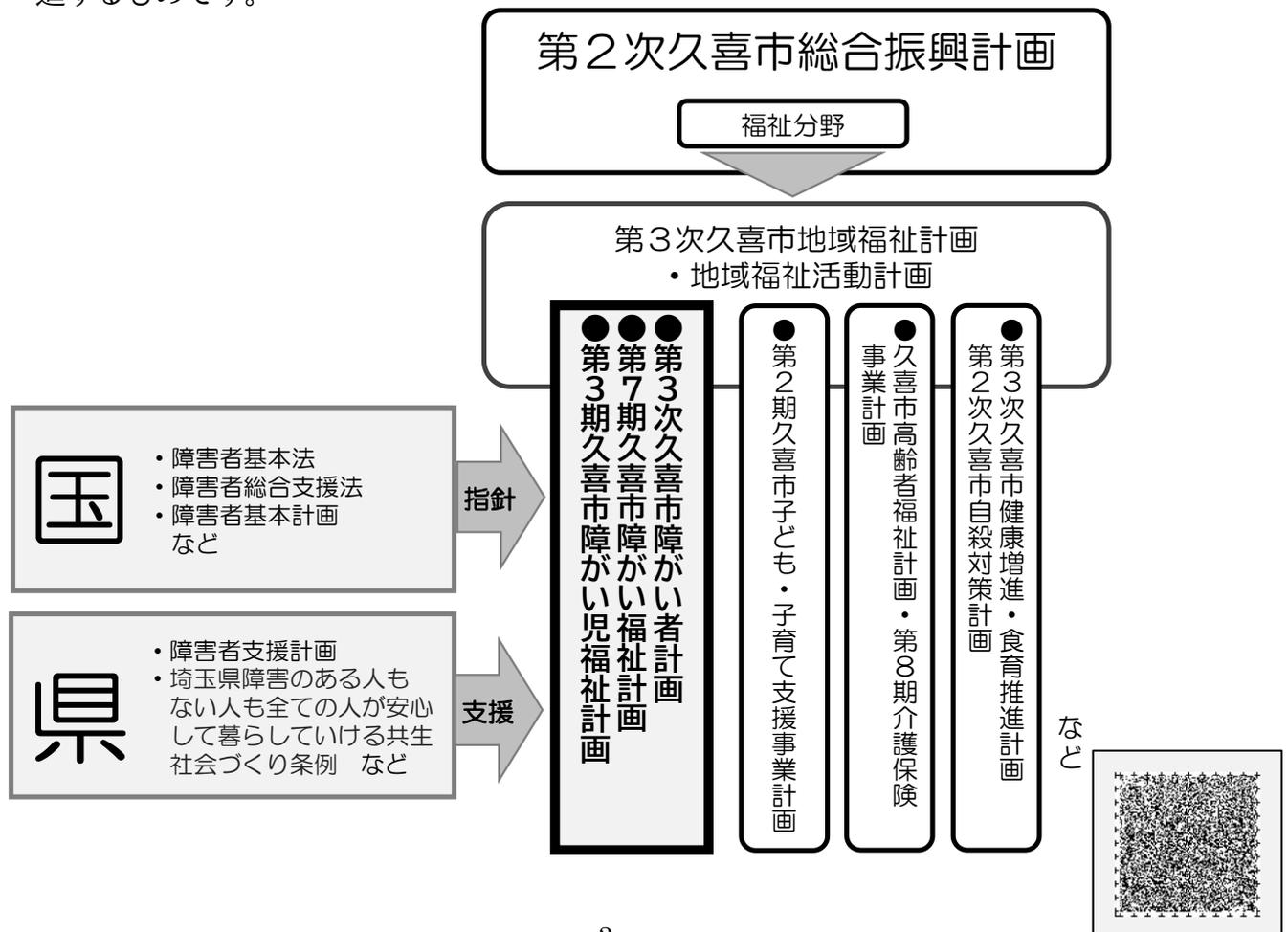
(1) 法的な位置付け

本計画の根拠法令と計画の内容は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の内容
第3次 久喜市障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障がい者施策の基本方針を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
第7期 久喜市障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第3期 久喜市障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障がい児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「第2次久喜市総合振興計画」を上位計画とする部門別計画であり、関係する他の個別計画と整合・連携しながら、本市における障がい者に関する福祉施策を推進するものです。



(3) SDGsとの関係

国連サミットで平成 27 (2015) 年 9 月に加盟国の全会一致で採択された、SDGs (持続可能な開発目標) は、「Sustainable Development Goals」の略で、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられた、全ての国が取り組むべき普遍的な目標です。

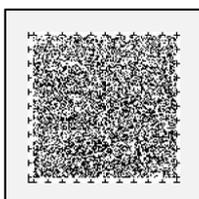
久喜市では、世界的な目標であるSDGsを達成するための各種取組みを推し進めていくことが必要であることから、令和 3 (2021) 年 7 月 9 日に「久喜市SDGs取組方針」を定めました。

本計画は、「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すSDGsの理念に資する取組みを推進します。

■本計画で取り組む主なSDGsゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

資料：内閣府地方創生推進室 (2022 年 6 月)



3 計画の期間

本計画を構成する「第3次久喜市障がい者計画」は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で計画期間とします。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期久喜市障がい福祉計画」及び「第3期久喜市障がい児福祉計画」については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画期間とします。

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2次	第3次久喜市障がい者計画					
第6期	第7期久喜市障がい福祉計画					
第2期	第3期久喜市障がい児福祉計画					

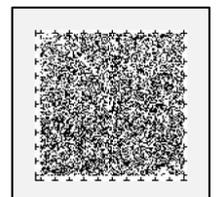
4 計画の対象

この計画の対象となる「障がい者」は障害者基本法第2条、「障がい児」は児童福祉法第4条で、それぞれ以下のとおり定義された人としてします。

<p>障害者基本法 第2条 (定義)</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

<p>児童福祉法 第4条 (定義)</p> <p>② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。</p>

また、共生社会づくりを目指す観点においては、全ての市民が計画の対象者です。



5 計画の策定と推進の体制

(1) 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画策定にあたっては、以下の協議会での審議、アンケート調査及びパブリック・コメント等を実施し、障がい者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

■ 久喜市障がい者施策推進協議会

障がい者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、公募による市民、障がい者団体の代表者、福祉事業者、学識経験者及び関係行政機関の代表者で構成された会議体で、本計画策定にあたり4回開催されました。

■ 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画策定のための実態調査

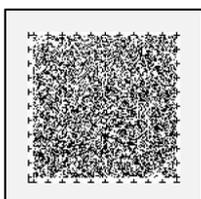
日常生活や障害福祉サービス等に関する障がい当事者のご意見、障がいについての理解や障がい者施策等に関する一般市民のご意見を伺うアンケート調査で、令和4（2022）年10～11月に実施されました。

■ 障がい者団体等へのヒアリング調査

市内の障がい者関係団体に対して、団体や団体活動の状況、障害福祉サービスや生活環境、医療・保健、教育・保育・療育、雇用・就労、文化・スポーツ活動、相談・情報提供等の各分野に関する障がい者の状況等を伺う調査で、令和5（2023）年8月に実施されました。

■ 計画素案に対するパブリック・コメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きで、令和5（2023）年12月に実施されました。

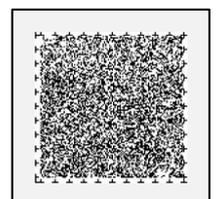
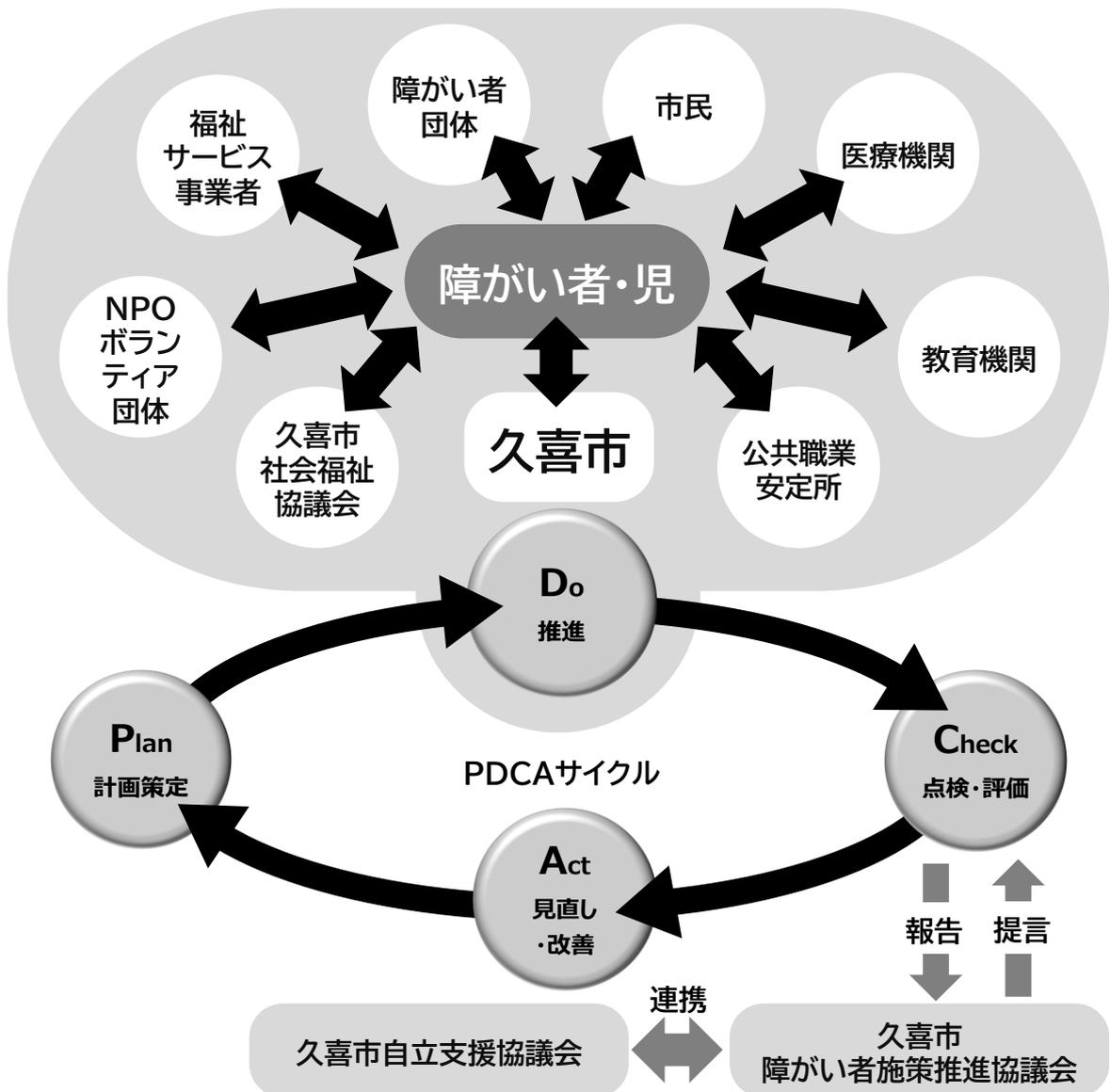


(2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係部署が連携して施策・事業に取り組むとともに、障がい者団体、福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、久喜市社会福祉協議会、医療機関、教育機関、公共職業安定所など連携し、全ての市民の協力のもと、市全体で「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会」の実現を目指します。

(3) 計画の評価と見直し

計画期間中は、毎年度、各事業の推進状況を分析・評価し、その結果を「久喜市障がい者施策推進協議会」に報告し、協議会からの提言を受け、必要な見直し・改善を講じる「PDCAサイクル」によって進捗管理を実施します。



第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者施策に関する国及び県の動向

「第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画」を策定した令和3（2021）年3月の前後から現在に至るまでの間に、障がい者に関して国や県に以下の動きがありました。

■ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー新法】の一部改正（令和2（2020）年5月公布、令和3（2021）年4月全面施行）**

高齢者や障がい者が負担感なく移動できるよう、公共交通機関・道路・公園等、建築物のバリアフリー化を促進するため平成18（2016）年に制定された本法律を一部改正し、基本方針に「国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項」と「情報提供に関する事項」を加え、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組みの強化や国民に向けた広報啓発の取組みの推進等が新たに規定されました。

■ **第6期埼玉県障害者支援計画の策定（令和3（2021）年3月）**

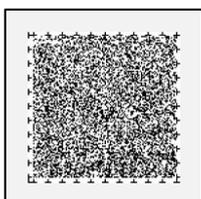
障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行、障害者雇用促進法やバリアフリー法の改正、埼玉県ケアラー支援条例の施行など、障がい者を取り巻く動向や、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会状況を踏まえつつ、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる「共生社会」の実現を目標として策定されました。

■ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】の一部を改正する法律（令和3（2021）年6月公布、公布後3年以内に施行）**

障がいや理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいや理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを目的として改正されました。

■ **医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律【医療的ケア児支援法】の制定（令和3（2021）年6月公布、令和3（2021）年9月施行）**

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等を定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に制定されました。



■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】の改正（令和4（2022）年12月公布、令和5（2023）年4月以降順次施行）

障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等が希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることを趣旨として改正されました。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律【障害者雇用促進法】の一部改正（令和4（2022）年12月公布、令和5（2023）年4月以降順次施行）

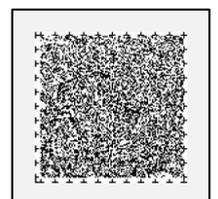
障がい者の雇用促進に関する事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

■ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律【障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法】の施行（令和4（2022）年5月公布・施行）

障がい者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する共生社会の実現のために重要な、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に制定されました。

■ 障害者基本計画（第5次）の策定（令和5（2023）年3月）

国は、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とし、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度を計画期間とした「障害者基本計画（第5次）」を令和5年3月に策定しました。「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念としています。



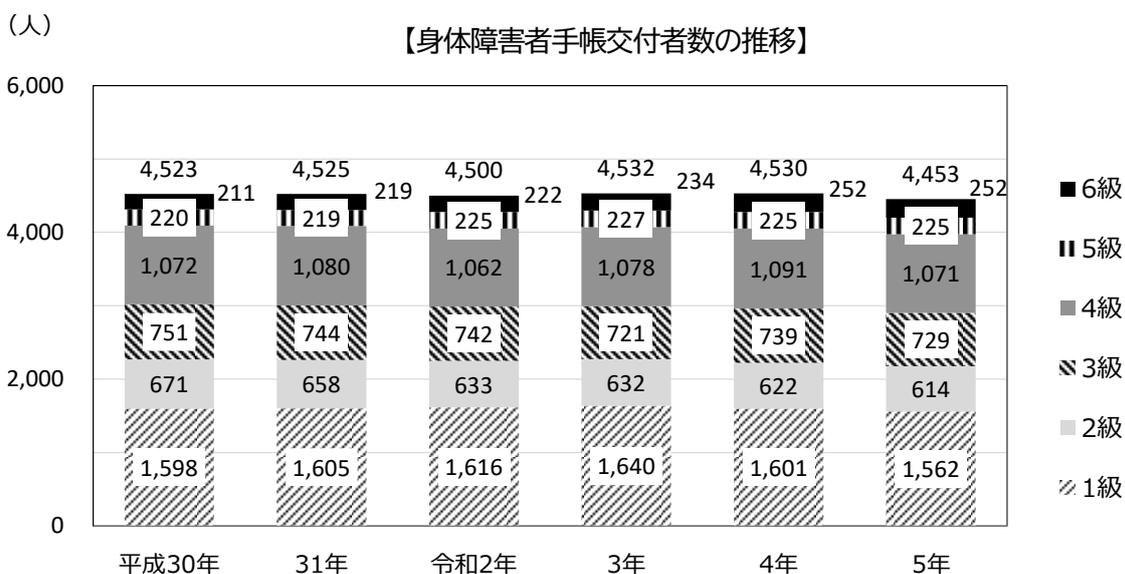
2 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の現状

身体障害者手帳交付者数は、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけてほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年は4,453人となっています。

障がいの等級別に見ると、全ての年で1級が最も多く、4級が続いています。

障がいの部位別に見ると、全ての年で肢体不自由が最も多く、内部障がいが続いていますが、平成30（2018）年以降、前者が減少傾向であるのに対し、後者は増加傾向となっています。

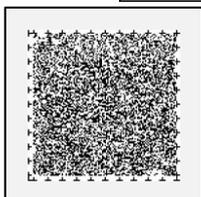


資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）

【障がい部位別集計】

	平成30年	31年	令和2年	3年	4年	5年
視覚	246	257	260	261	261	262
聴覚・平衡機能	389	392	393	405	418	421
音声・言語・そしゃく機能	49	52	51	55	55	57
肢体不自由	2,352	2,297	2,249	2,210	2,144	2,079
内部障がい	1,487	1,526	1,547	1,601	1,652	1,634
心臓	752	771	809	837	855	842
じん臓	431	450	442	449	458	464
呼吸器	54	48	44	50	52	49
直腸・膀胱	214	223	217	223	241	230
小腸	2	2	3	3	4	4
免疫	22	22	21	25	26	28
肝臓	12	10	11	14	16	17
総数	4,523	4,524	4,500	4,532	4,530	4,453

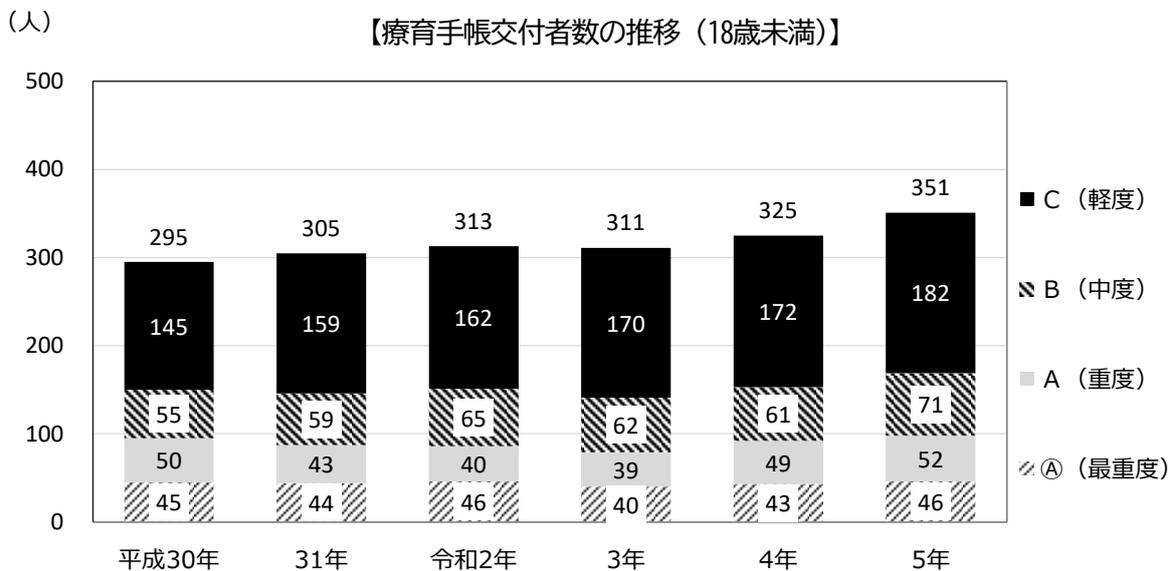
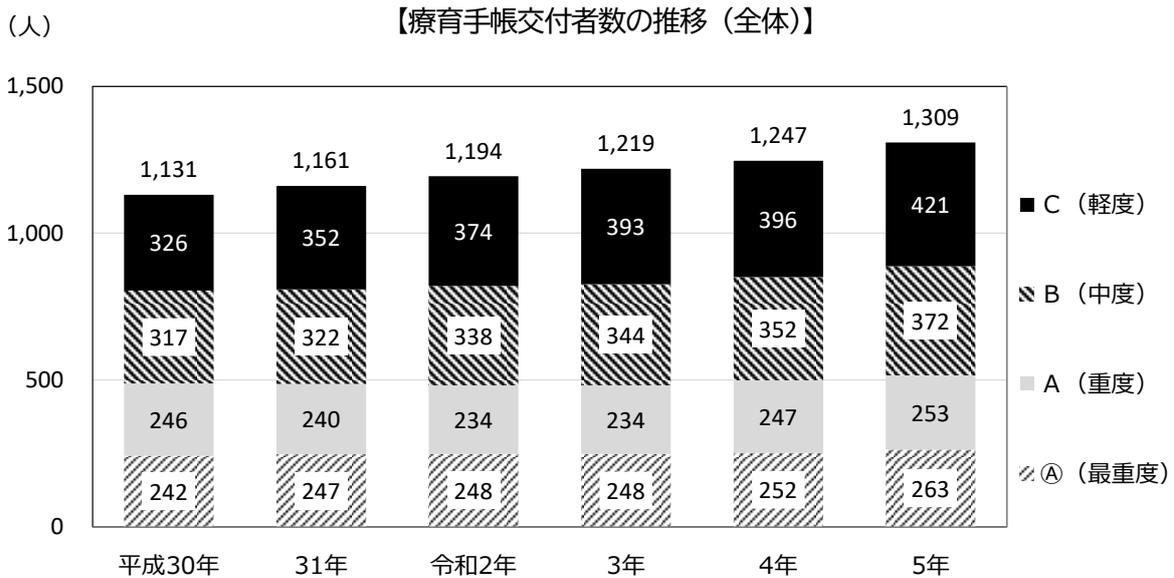
資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）



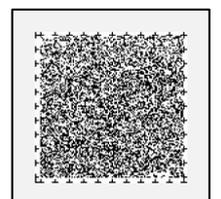
(2) 知的障がい者の現状

療育手帳交付者数は「全体」、「18歳未満」とともに年々増加傾向にあり、令和5（2023）年には「全体」が1,309人、「18歳未満」が351人と、平成30（2018）年からそれぞれ178人（15.7%）、56人（19.0%）増加しています。

障がいの等級別に見ると、全ての年で「全体」と「18歳未満」のいずれもC（軽度）が最も多くなっていますが、総数に占めるC（軽度）の割合は「全体」では3割前後であるのに対し、「18歳未満」では5割前後となっています。



資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）

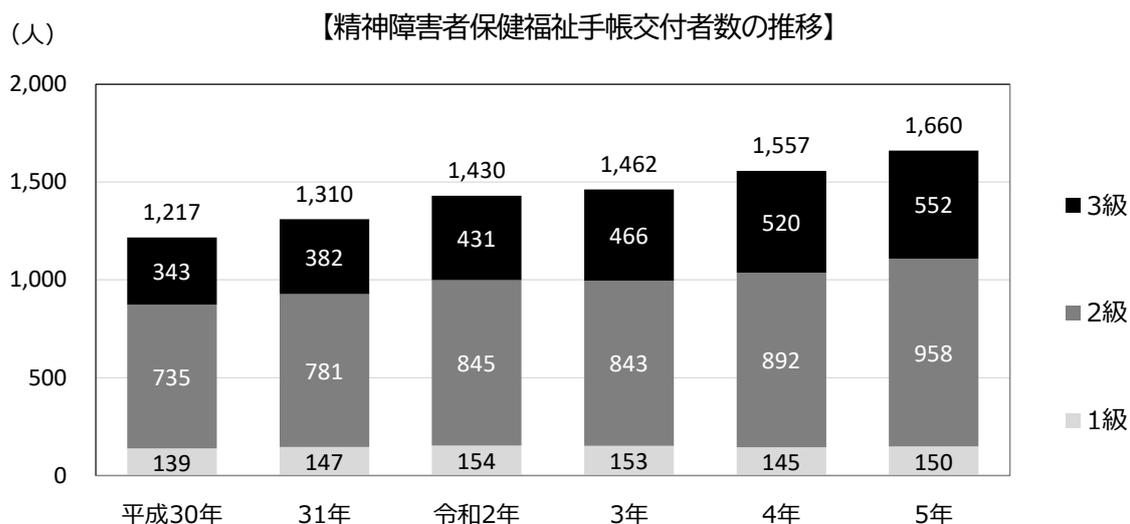


(3) 精神障がい者の現状

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数

精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成30（2018）年以降増加が続いており、令和5（2023）年には1,660人と、平成30（2018）年から443人（36.4%）増加しています。

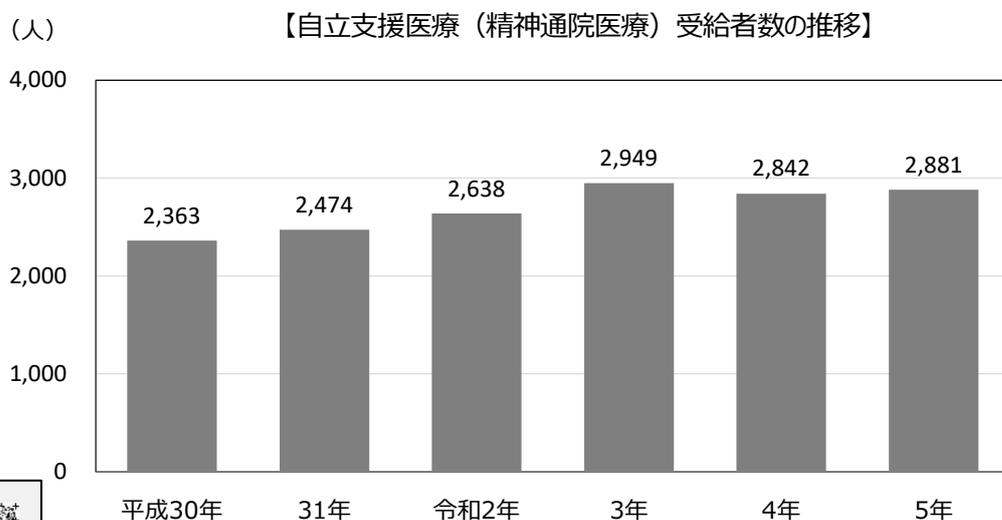
等級別に見ると全ての年で2級が最も多く、3級が続いています。平成30年と比較すると、2級は223人（30.3%）の増加、3級は209人（60.9%）の増加と、3級の増加の割合が大きくなっています。



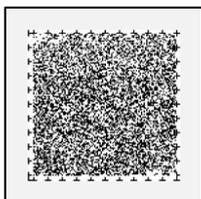
資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加し、令和3（2021）年には2,949人と平成30年から586人（24.8%）増加しましたが、その後は横ばいでの推移となっています。

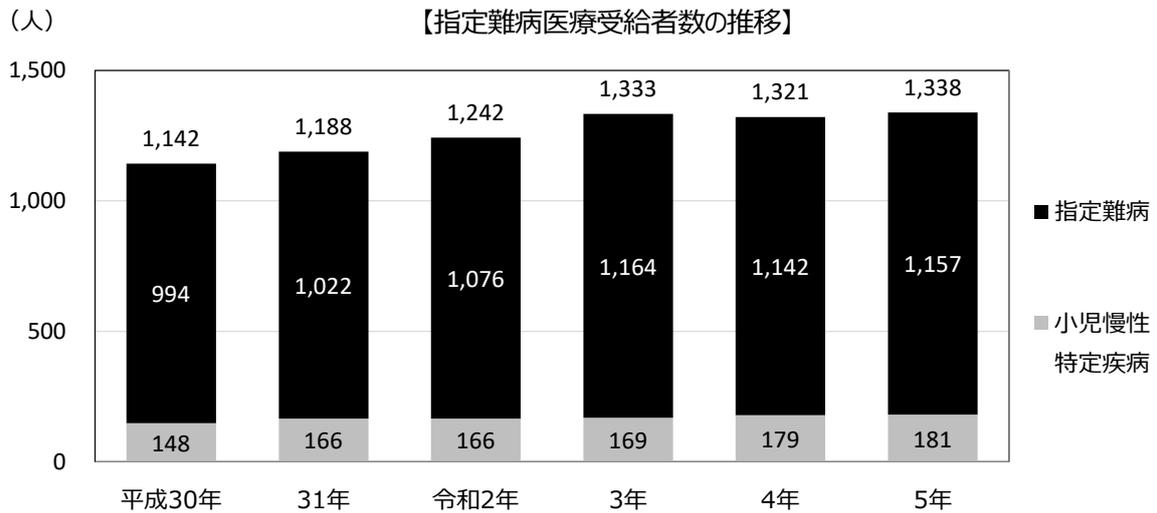


資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）

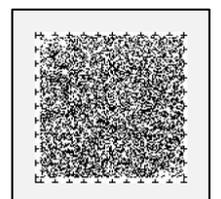


(4) 難病患者の現状

小児慢性特定疾病を含む指定難病医療受給者数は年々増加し、令和3（2021）年には1,333人と、平成30（2018）年から191人（16.7%）増加しましたが、その後は横ばいでの推移となっています。ただし、小児慢性特定疾病だけを見ると、平成30（2018）年から令和5（2023）年まで、ゆるやかな増加傾向を示しています。



資料：障がい者福祉課（各年3月31日現在）

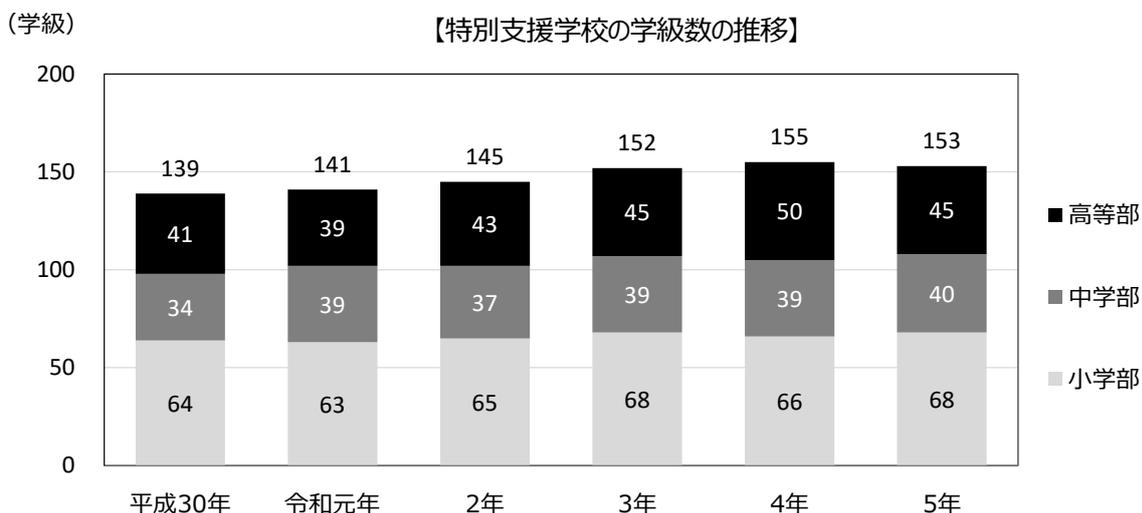
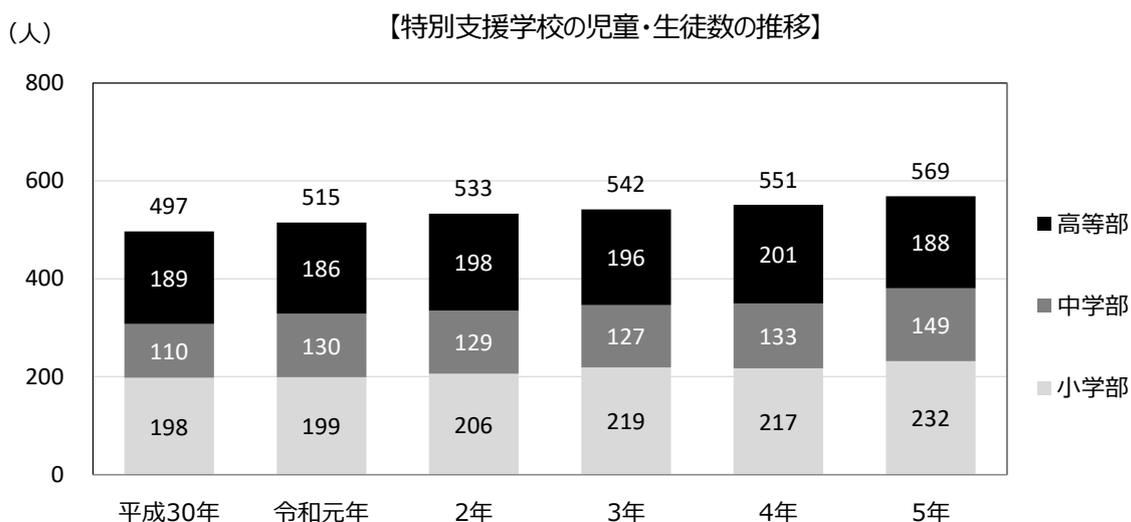


(5) 障がいのある児童・生徒の現状

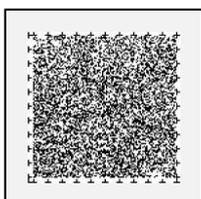
① 特別支援学校児童・生徒数、学級数

特別支援学校の在籍児童・生徒数は年々増加しており、令和5（2023）年に569人と、平成30（2018）年から72人（14.5%）増加しました。この増加の中心は中学部（39人増）と小学部（34人増）となっています。

特別支援学校の学級数は、令和3（2021）年に152学級と、平成30（2018）年から14学級（10.1%）増加したのちは、ほぼ横ばいでの推移となっています。



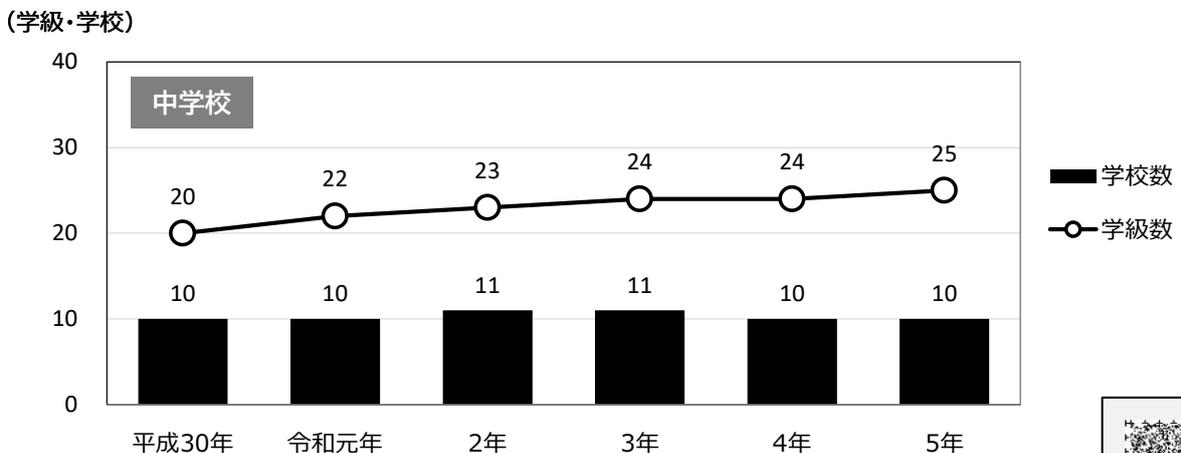
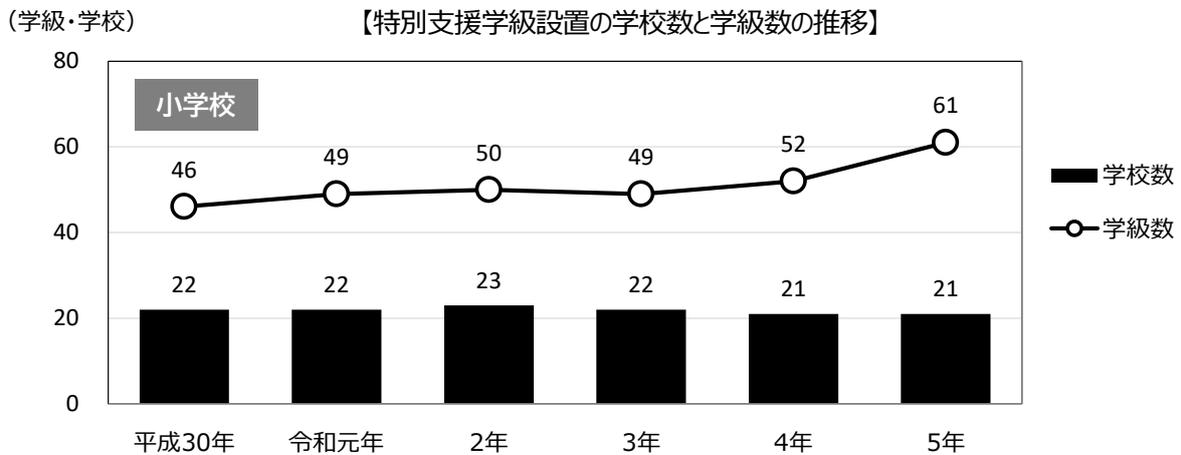
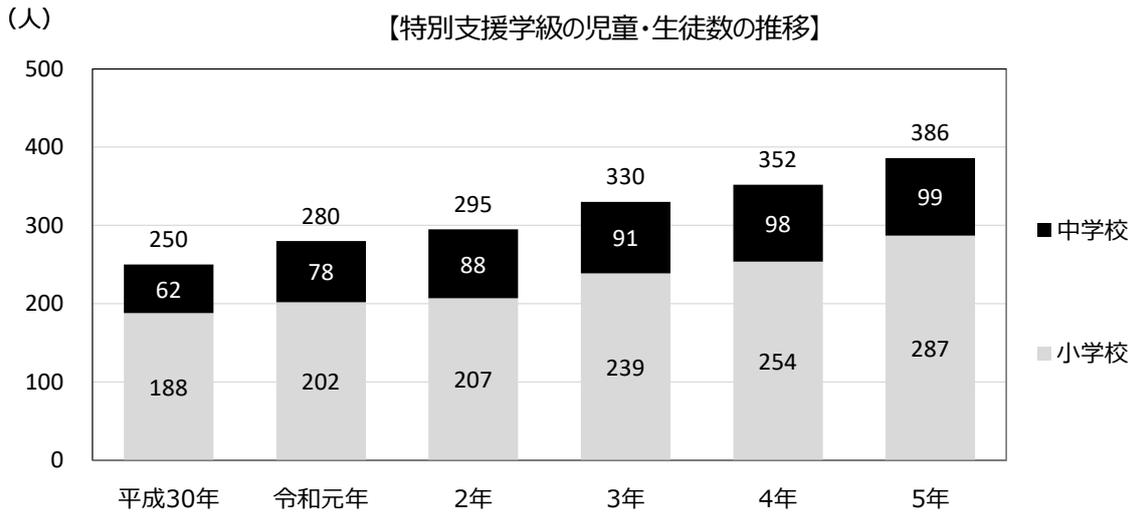
資料：久喜・騎西・宮代特別支援学校（各年5月1日現在）



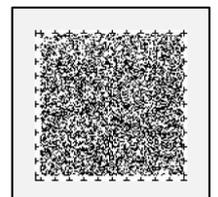
② 特別支援学級設置学校数、学級数、児童・生徒数

特別支援学級の在籍児童・生徒数は年々増加しており、平成30（2018）年から小学校は99人（52.7%）、中学校は37人（59.7%）の増となっています。

特別支援学級を設置している学校数は小学校、中学校とも横ばいですが、学級数は増加傾向で、特に小学校では令和3（2021）年から5（2023）年にかけて12学級（24.5%）増加しています。



資料：学務課（各年5月1日現在）

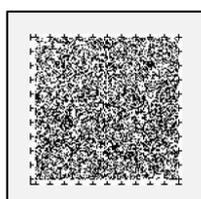


3 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

本市における障がい者の現状や障害福祉サービス等に対するニーズのほか、市民と障がいのある方との関わりの状況などを把握し、本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を以下の内容で実施しました。

調査の種類	対象者	調査方法 調査期間	配布数	有効 回収数	有効 回収率
障がいのある方を対象とした調査	久喜市にお住まいで、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病に係る医療受給者証をお持ちの方の中から抽出された方	調査票の配布： 郵送 調査票の回収： 郵送 又は オンライン	3,000	1,753 うち オンライン 131	58.4%
市民の方を対象とした調査	久喜市にお住まいの方から抽出された方	調査期間： 令和4（2022）年 10月27日（木） ～11月18（金）	1,500	735 うち オンライン 139	48.9%
合 計			4,500	2,488 うち オンライン 270	55.3%



(2) 調査結果の概要

【障がいのある方を対象とした調査】

① 本人について

回答者の64.6%は、ご本人（代筆を含む）が回答しており、26.1%はご家族による回答となっています。

性別は男性52.1%、女性46.5%と男性が女性よりもやや上回っています。

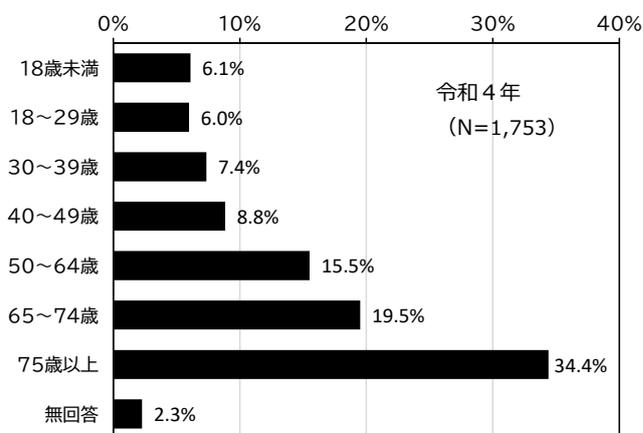
年齢は65歳以上の方が半数を超えており、障がいの種別で見ると、身体障がいの方は75歳以上、知的障がいの方では29歳以下、精神障がいの方では30～64歳、難病の方では65～74歳の割合が高くなっています。

現在の住まいは、「自宅」が88.1%ですが、知的障がいの方では「グループホーム」が10.0%と、他の障がいの方よりもやや高くなっています。

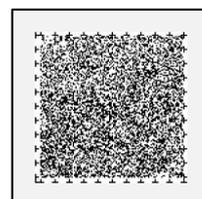
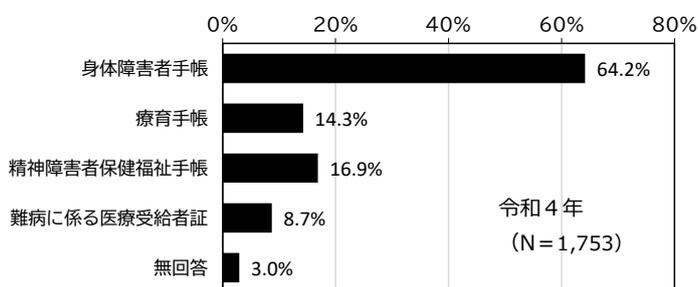
今後暮らしたい場所は、「自宅」が66.7%ですが、知的障がいの方では「グループホーム」が19.2%と高くなっています。

身体障害者手帳を所持する方は64.2%、最多の等級は「1級」で35.8%、部位は「肢体不自由」が42.0%を占めています。療育手帳所持者は14.3%、最多の等級は「B」で27.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者は16.9%、最多の等級は「2級」で57.4%、難病に係る医療費受給者証所持者は8.7%となっています。

【回答者の年齢】



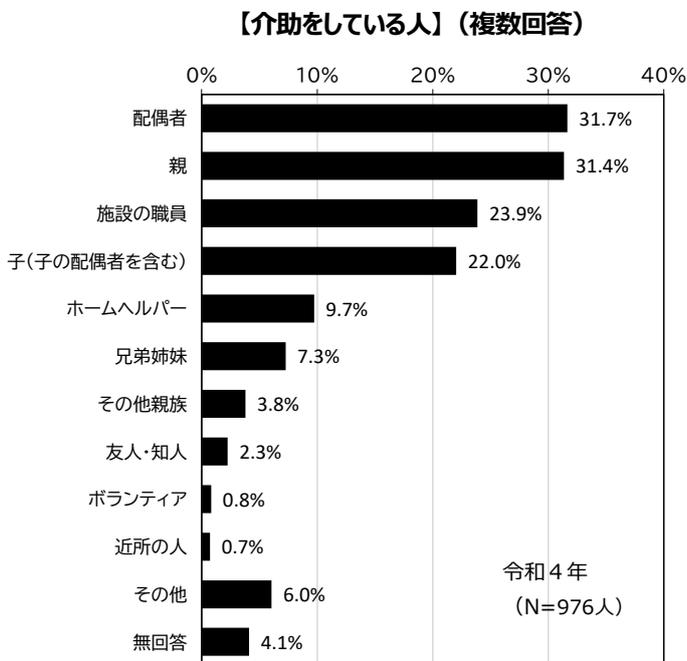
【回答者の障がいの種類】（複数回答）



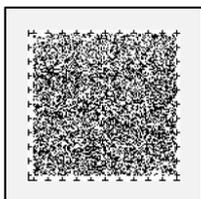
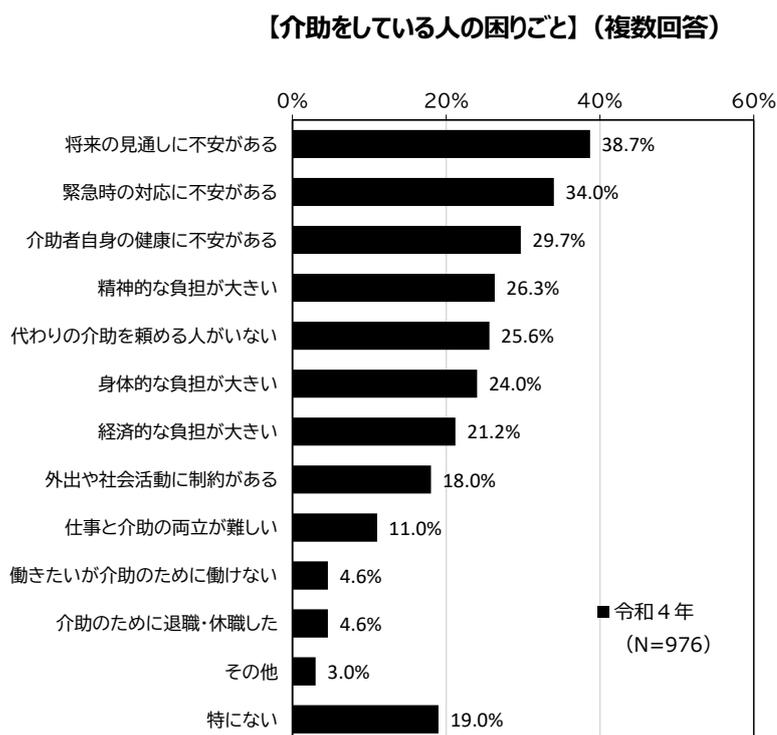
② 日常生活での介助や支援について

介助や支援を「毎日受けている」との回答は、「調理や食事の支度」、「洗濯」が3割台、「掃除」、「外出」、「日用品の買い物」、「お金の管理」が2割台と高くなっています。

介助や支援をしている人は「配偶者」と「親」がそれぞれ3割強、「施設職員」と「子（子の配偶者を含む）」が2割強と高くなっています。



介助や支援をしている人の困りごとでは、「将来の見通しに不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」が3割台、「介助者自身の健康に不安がある」が3割弱と高くなっています。



③ 日常の活動について

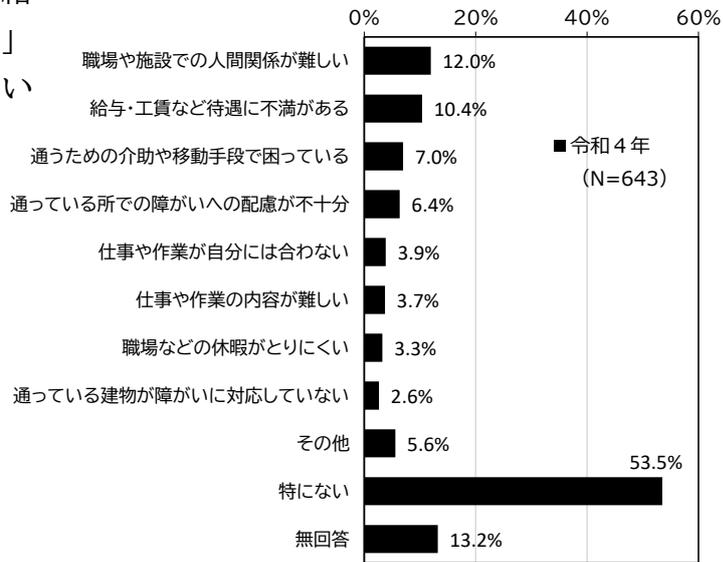
平日の日中の過ごし方では、身体障がいの方、精神障がいの方、難病の方では、「家にいる」がそれぞれ 52.8%、44.6%、41.8%で最も高く、知的障がいの方では、「幼稚園、保育所、学校などに通っている」が 26.8%で最も高く、学校の種類では、「特別支援学校の高等部」が18.0%、「小学校の特別支援学級」が15.0%、「特別支援学校の小学部」が11.0%、「保育所」が10.0%となっています。

日中の活動で困っていることでは、「職場や施設での人間関係が難しい」が 12.0%、「給与・工賃などに不満がある」が 10.4%とやや高くなっています。

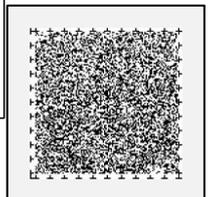
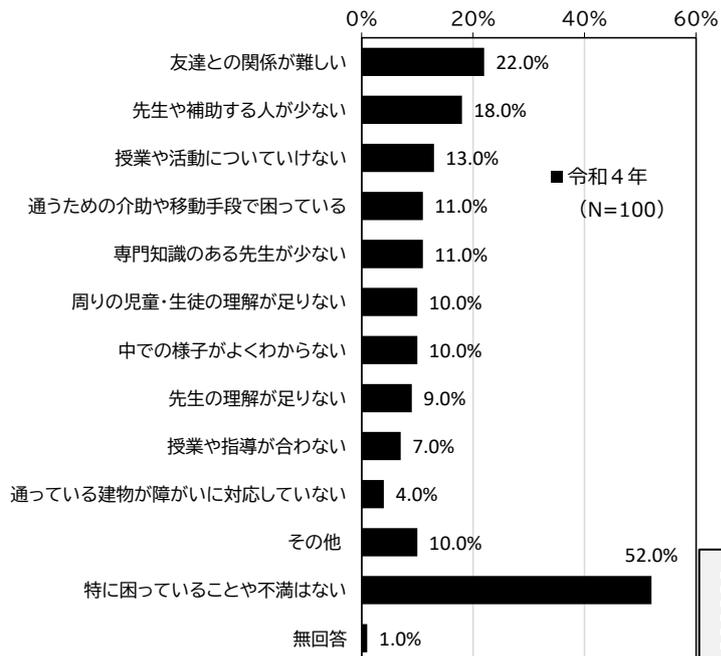
幼稚園、保育所、学校などで過ごすにあたり困っていることでも「友達との関係が難しい」が 22.0%と、人間関係での困りごとが最も高くなっていますが、「先生や補助する人が少ない」ことをあげた方も 18.0%と高くなっています。

幼稚園、保育所、学校などに通っている方が考える将来については、「進学」と「わからない、悩んでいる」がともに 23.0%と最も高くなっています。

【日中、就労又は病院や施設で看護・介護を受けている方が日中の活動で困っていること】（複数回答）

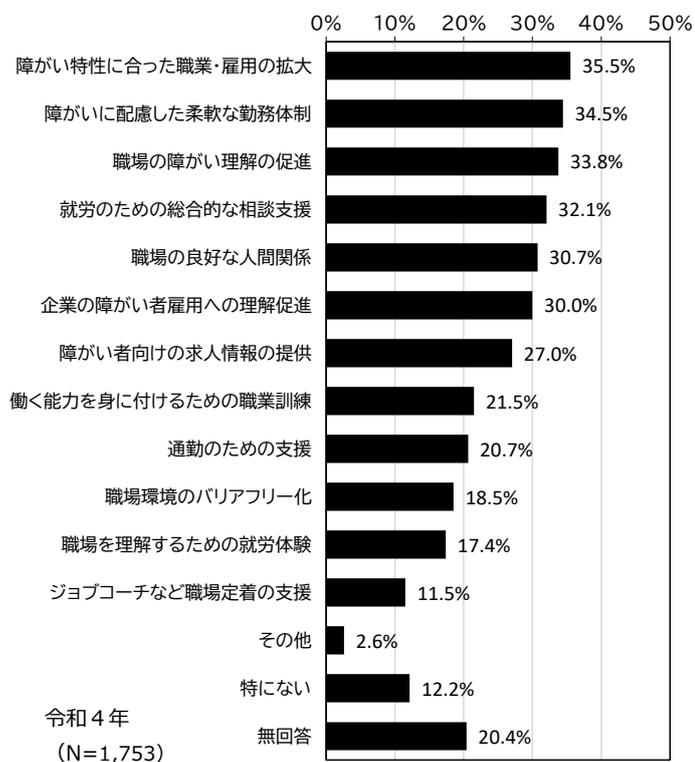


【幼稚園、保育所、学校などに通っている方が幼稚園、保育所、学校など過ごすにあたり困っていること】（複数回答）



障がい者の就労のために必要と思うことでは、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」、「障がいに配慮した柔軟な勤務体制」、「職場の障がい理解の促進」、「就労のための総合的な相談支援」、「職場の良好な人間関係」、「企業の障がい者雇用への理解促進」が3割台と高くなっています。

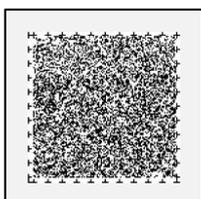
【障がい者の就労のために必要と思うこと】（複数回答）



④ 外出について

「ほぼ毎日」外出する方は34.7%で「週に3～4日」と合わせると5割を超えています。外出の際の移動手段は「自動車（家族などが運転）」が40.8%と最も高くなっています。

外出の際の困りごとの上位は、「トイレの利用に心配」、「家族の負担が大きい」、「道路や通路等の段差」で、それぞれ17.8%、16.7%、14.9%です。



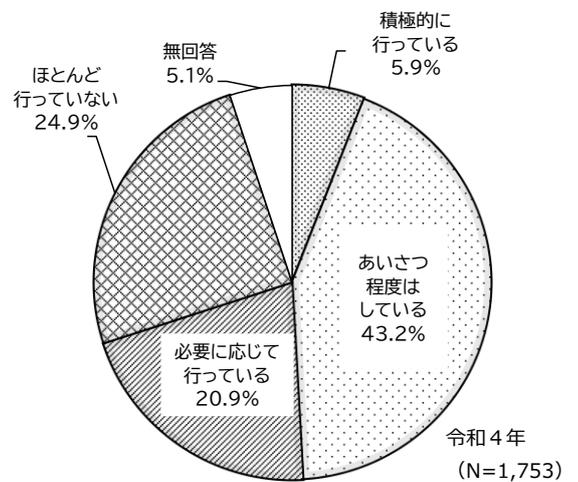
⑤ 地域活動について

近所の方との付き合いでは、43.2%の方は「あいさつ程度」、24.9%の方は「ほとんど行っていない」と回答しており、「積極的に行っている」は5.9%に留まっています。

地域活動には58.3%の方が参加していませんが、参加したいと思わない方は37.0%であり、参加したいが参加できていない方が一定程度存在していることが伺えます。

地域活動の困りごとでは、「参加したい活動や行事がない」、「身近なところで参加できる活動や行事がない」、「会場までの移動・交通手段が不便」、「一緒に参加する人がいない」が1割台で上位の回答となっています。

【近所づきあいの程度】（単数回答）

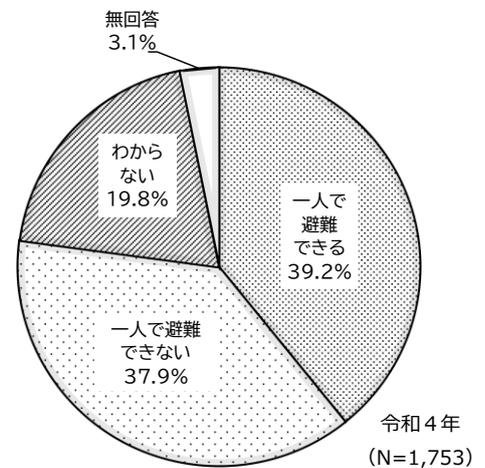


⑥ 災害について

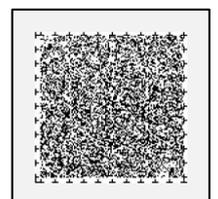
災害の発生時に一人で避難できない方は、全体では37.9%ですが、知的障がいでは64.0%、視覚障がいでは57.1%、肢体不自由では55.8%、音声・言語・そしゃく機能障がいでは50.0%の方ができないと回答しており、障がいの種類によって状況は大きく異なります。

災害時に周囲に助けを求められないのは、全体では20.1%ですが、知的障がいの方では47.2%に上っており、よりきめ細かな対応が求められる状況です。

【災害時の避難ができるか】（単数回答）

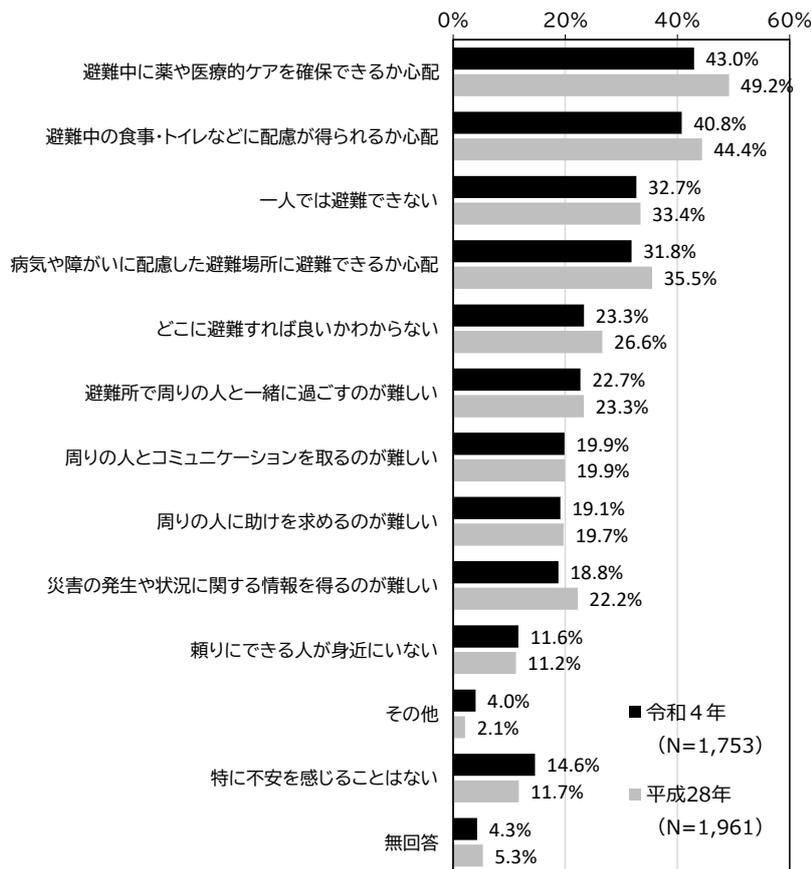


避難を助けてくれる人がいるのは58.1%ですが、精神障がいの方では20.8%が「夜間はいるが日中にはいない」、17.6%は「日中も夜間もない」と回答しており、十分な対応が必要です。



災害時に感じる不安について、4割を超える方は、「避難中に薬や医療的ケアが確保できるか心配」、「避難中の食事・トイレなどに配慮が得られるか心配」と回答しており、これらの心配への対応が、災害対策として力を入れることが重要だと思ふことの上位の回答となっています。

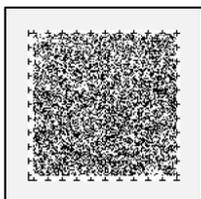
【災害時に感じる不安】（複数回答）



「要援護者見守り支援事業の登録をしている方は4.1%に過ぎず、66.7%の方は登録していません。個別避難計画を作成したい方も14.7%に留まり、「わからない」が6割近くと周知が進んでいない現状があります。

⑦ 情報提供について

福祉情報の入手先については、「広報紙・パンフレット」が52.9%と半数を超えています。情報の入手について、42.4%の方は困っていませんが、25.6%の方は「情報の入手先や入手方法がわからない」と回答しており、情報提供に改善の余地があります。

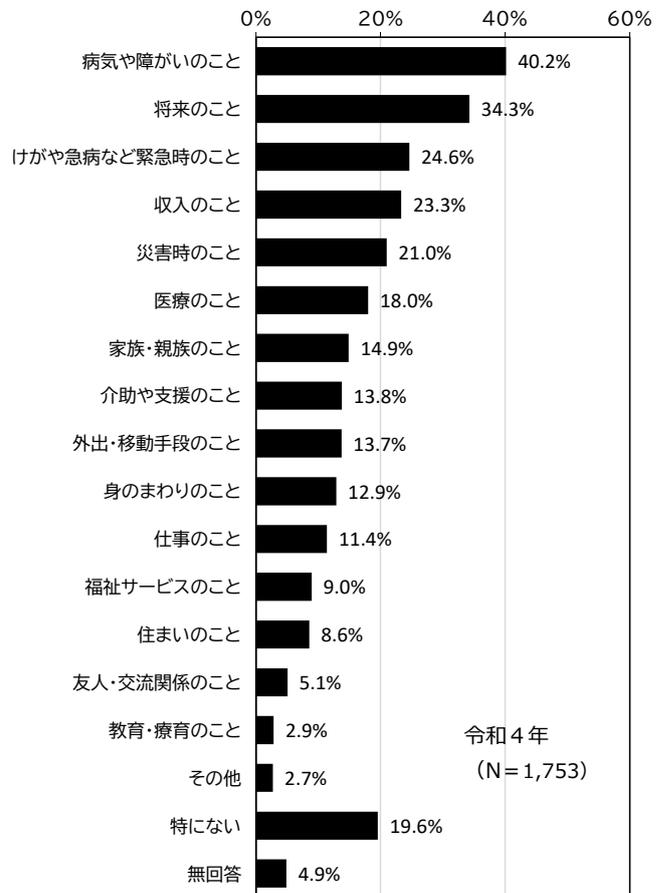


⑧ 相談について

日常生活の困りごとでは「病気や障がいのこと」が40.2%、「将来のこと」が34.3%と高くなっています。知的障がいと精神障がいの方では「将来のこと」が6割を超えさらに高くなっています。

悩みごとの相談先では、「友人・知人」が29.0%と最も高く、「医療関係者」が23.2%、「市役所の担当窓口」が15.1%となっています。相談機能の充実のためには「気軽に話を聞いてもらえること」が45.9%と高くなっています。

【日常生活で困っていること】（複数回答）



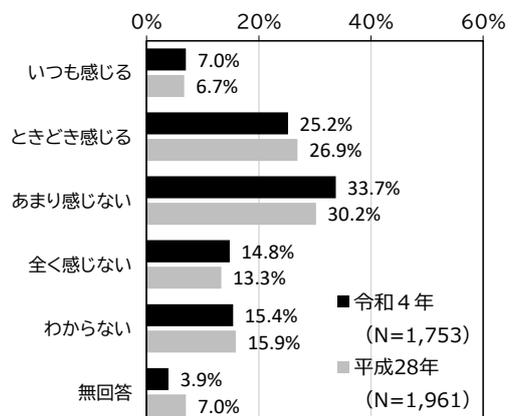
⑨ 権利擁護について

日常生活の中で差別や偏見を「いつも感じる」、「ときどき感じる」と回答した方は合わせて3割を超え、知的障がいと精神障がいではそれぞれ56.8%、47.7%とさらに高くなっています。

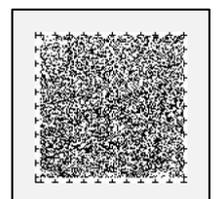
平成28年の調査結果と比較すると、全体の傾向は同様ですが、「あまり感じない」、「全く感じない」が今回、やや高くなっています。

差別や偏見を感じる場所・場面については、「外出先」が43.4%、「交通機関の利用時」や「店舗や施設の利用時」、「隣近所や地域でのつきあい」、「医療機関」は2割台です。

【日常生活で差別を感じるか】（単数回答）



障害者差別解消法や久喜市障がい者計画については、7割を超える方が「知らない」と回答しています。



⑩ 福祉サービスについて

福祉サービスについて、最も利用されているのは「計画相談支援」で11.6%、次いで「日常生活用具給付等事業」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」などとなっています。障害児福祉サービスの利用は5%未満と限定的です。今後の利用意向が強いのは「生活介護」、「行動援護」、「短期入所（ショートステイ）」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「医療型児童発達支援」などとなっています。

サービスの利用で困っていることでは、「どのようなサービスがあるかわからない」が33.7%、「どうすれば利用できるかわからない」が22.0%と高く、サービスの周知に改善が必要です。

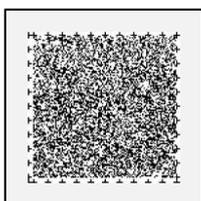
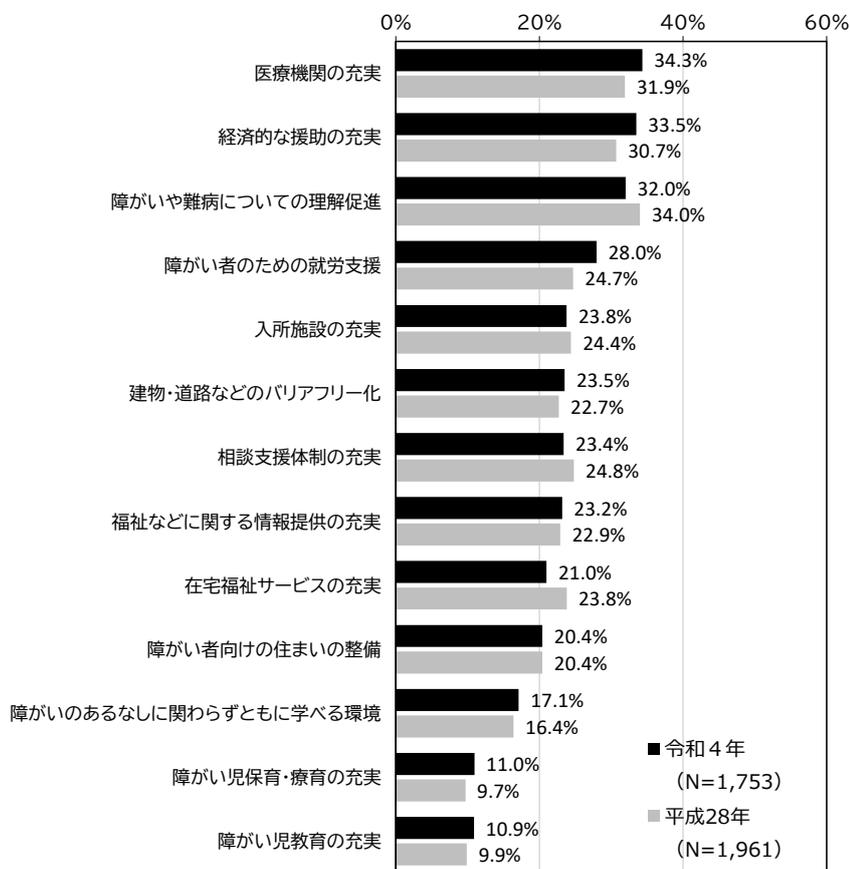
⑪ 障がい者施策について

今後、充実すべき障がい者施策については、「医療機関の充実」、「経済的な援助の充実」、「障がいや難病についての理解促進」がいずれも3割を超えて高くなっています。

これらの施策は、平成28年の調査においても上位の3項目となっており、特に強く充実を求める施策には変化がないことが示されています。

【充実すべき障がい者施策】（複数回答）

※令和4年調査で10%を超える項目を表示



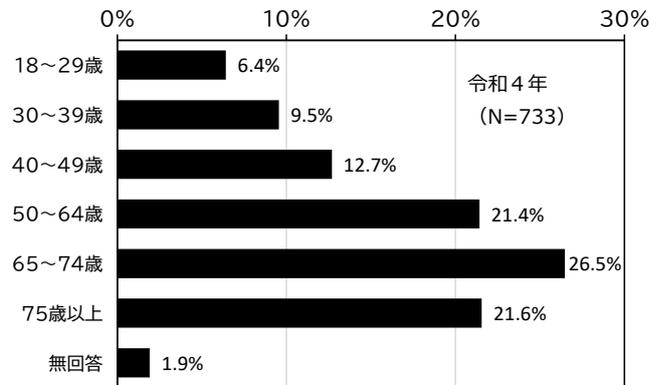
【市民の方を対象とした調査】

① ご本人について

回答者の性別は女性 53.8%、男性 43.2%と女性が高くなっています。

年齢は 65～74 歳が 26.5%と最も高く、50 歳以上の方が全体のほぼ7割を占めています。

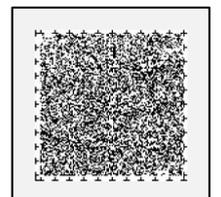
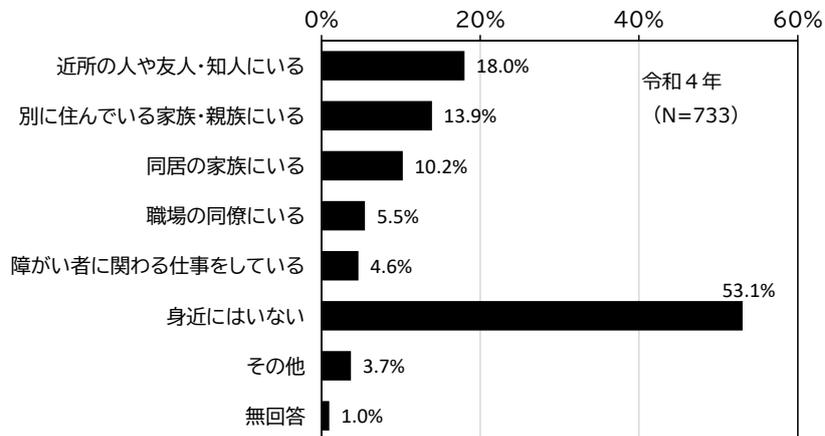
【回答者の年齢】



② 障がい者との関わりについて

障がいのある方が「身近にいない」が 53.1%、障がいのある方と一緒に地域活動などをしたことが「ない」が 77.9%と、障がいのある方と市民の交流は限定的ですが、43.9%の方は電車やバスなどで席を譲った経験があり、69.7%の方は「電車やバスなどで席を譲ること」、49.2%の方は「電車やバスの乗り降りの手助け」ができると回答しています。

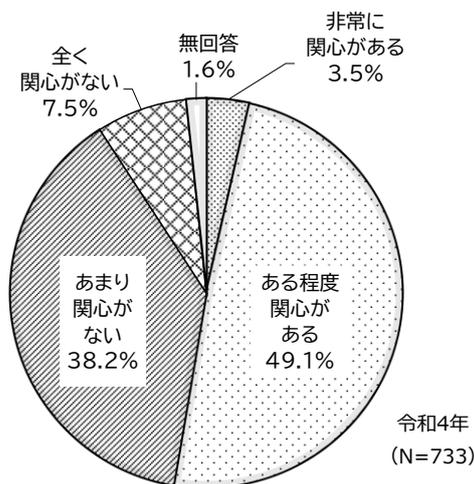
【身近な障がい者の有無】（複数回答）



③ ボランティア活動について

86.1%の方は障がいのある方に関するボランティア活動への参加経験がないが、52.6%の方はボランティア活動に関心があり、40.9%の方は機会があれば参加したいと回答しています。

【ボランティア活動への関心】（単数回答）



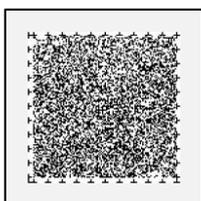
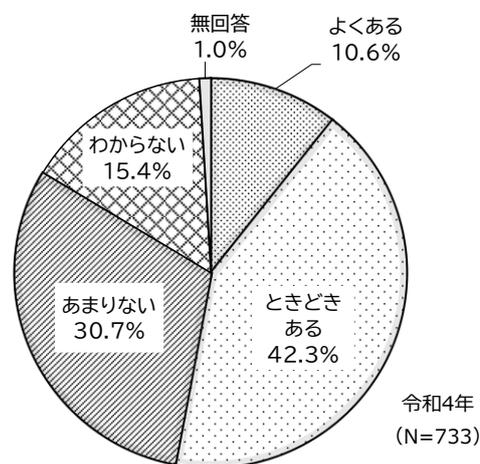
④ 障がい理解について

社会に障がいのある方への差別や偏見があると感じるものが「よくある」、「ときどきある」と回答した方は合わせて 52.9%と半数を超えています。

感じることでは、「就職・仕事・職場に関すること」が 52.3%、「外出先でのこと」、「交通機関の利用に関すること」が4割台と高くなっています。

障がい理解を深めるために「学校での福祉教育や交流の充実」が必要と考える方は 44.7%で、「障がい者の社会参加の推進」が 36.0%で続いています。

【障がい者への差別や偏見を感じることもあるか】



⑤ 障がい者施策について

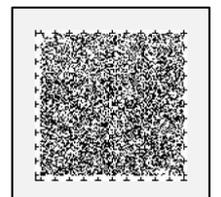
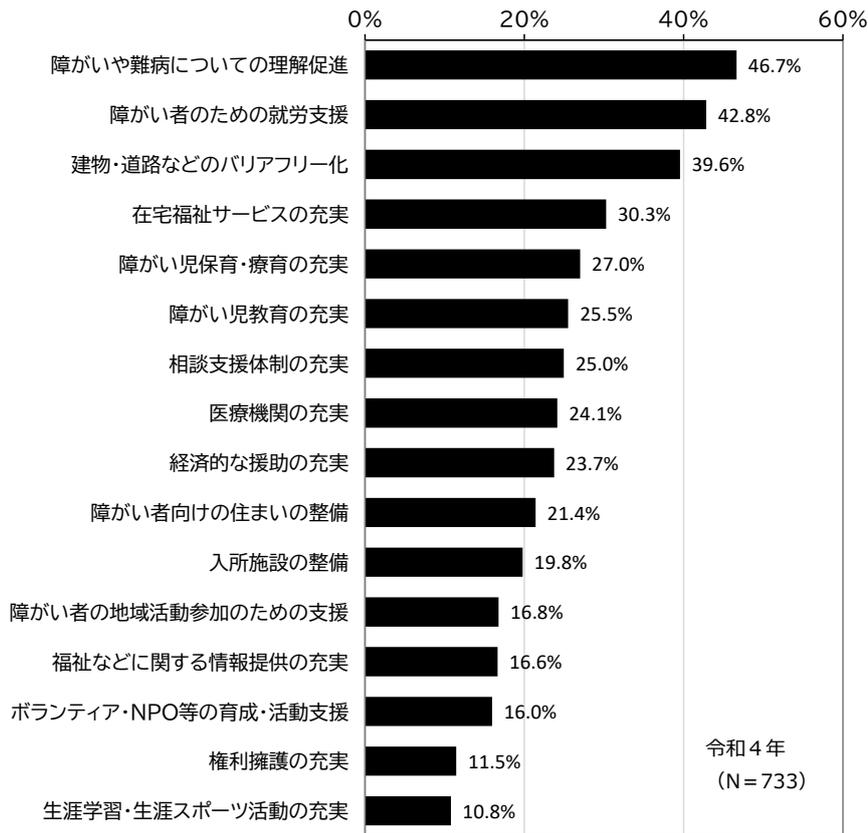
福祉情報の入手先については、「市の広報紙・パンフレット」が 54.8%と、障がいのある方の回答とほぼ同数となっています。

障害者差別解消法や久喜市障がい者計画などを知らない方は、障がいのある方よりは少ないものの7割弱と高水準です。久喜市手話言語条例については 83.5%の方が「知らない」と回答しており、認知は進んでいません。

障がい者施策のために必要なことでは、「障がいや難病についての理解促進」、「障がい者のための就労支援」が4割台、「建物・道路などのバリアフリー化」、「在宅福祉サービスの充実」が3割台と高くなっており、「医療機関の充実」が最も高い障がいのある方の回答とはややかい離が見られています。

【充実すべき障がい者施策】（複数回答）

※令和4年調査で 10%を超える項目を表示



【障がいのある方と市民の方を対象とした調査結果の比較】

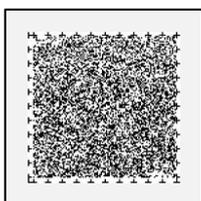
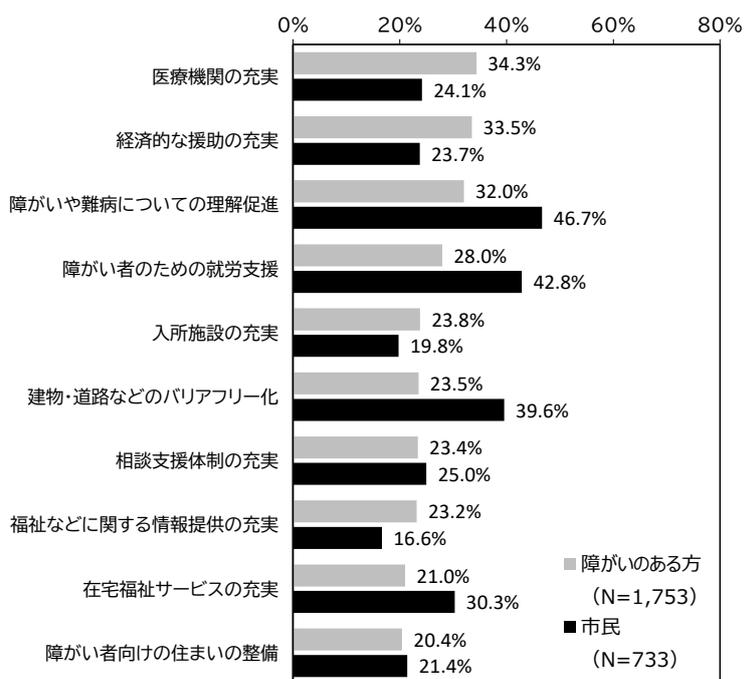
① 障がい者施策について

今後、充実すべき障がい者施策について、障がいのある方と市民の方の回答を障がいのある方の上位 10 項目について比較すると、障がいのある方が市民の方よりも力を入れていくべきと考える施策としては、「医療機関の充実」、「経済的な援助の充実」、「入所施設の充実」、「福祉などに関する情報提供の充実」の4項目があります。

逆に市民の方が障がいのある方よりも力を入れていくべきと考える施策としては「障がいや難病についての理解促進」、「障がい者のための就労支援」、「建物・道路などのバリアフリー化」、「在宅福祉サービスの充実」の4項目があり、「相談支援体制の充実」と「障がい者向けの住まいの整備」についての回答には、障がいのある方と市民の方の間で有意差がなく、意見の違いは少ないといえます。

【充実すべき障がい者施策】（複数回答）

※障がいのある方の上位 10 項目を表示



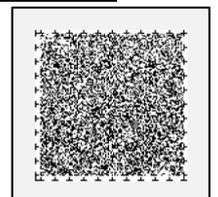
4 団体ヒアリング調査結果の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために障がい者関係団体の皆様のご意見をお聞きする「団体ヒアリング調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果は次のとおりです。

(1) 調査の概要

対象者	市内の障がい者関係団体
調査方法	ヒアリングシートの郵送による配布・回収
調査期間	令和5（2023）年7月～8月
対象団体	久喜市久喜身体障害者福祉会（身体） 久喜市菖蒲町身体障害者福祉会（身体） 久喜市栗橋身体障害者福祉会（身体） 久喜市聴覚障害者協会（身体・聴覚） 久喜市久喜身体障害者福祉会・視覚部会（身体・視覚）
()内は対象とする障がい	久喜市栗橋手をつなぐ育成会（身体、知的、発達、障がい児）
	鷲宮手をつなぐ親の会（身体、知的）
	わかちあいるーむ（精神）
	久喜市難病患者団体 セルフヘルプグループたんぼぼ（難病）
	たんぼぼキッズ（知的、発達、障がい児）
質問項目	① 団体について
	② 団体の状況や今後の障がい者施策に求めるものについて
	(1) 活動上の問題について
	(2) 障がいを理由とする差別の解消や権利擁護について
	(3) 障害福祉サービスについて
	(4) 生活環境・住環境について
	(5) 医療・保健について
	(6) 教育・保育・療育について
	(7) 雇用・就労について
	(8) 生涯学習、文化・スポーツ活動について
	(9) 安全・安心なまちづくりについて
	(10) 障がいや障がい者への理解と交流、共生のまちづくりについて
	(11) 相談・情報提供について
(12) 市の施策について	
	③ 計画策定に当たってのご意見・ご要望



(2) 調査結果

① 団体について

構成員の状況について、5年前から「減った」が5団体、「変わらない」が3団体、「増えた」が1団体、無回答が1団体で、半数の団体は構成員が減少しています。

② 団体の状況や今後の障がい者施策に求めるものについて

●活動上の問題について

回答が多い順に「新規メンバーの加入が少ない」（9団体）、「役員のなり手がいない」（7団体）、「メンバーの高齢化や世代の偏りがある」（4団体）などが多くなっています。具体的に、役員のなり手不足で地区の福祉会が解散しているとの意見もありました。その他、2団体から回答があったのは、「メンバーが仕事・家事などで忙しい」、「活動がマンネリ化している」、「活動資金が不足している」となっています。

●障がいを理由とする差別の解消や権利擁護について

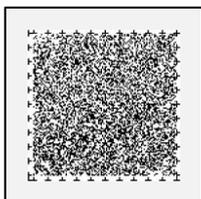
行政・警察の方に知的障がい、発達障がいの特性、対応方法を学ぶ機会を多く作ってほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

障がいをオープンにできる環境がなければ差別・偏見は続くと懸念する。【精神】
外見からわかりにくいと誤解されやすい。障がいについての知識不足が差別につながる。【難病】

●障害福祉サービスについて

手話通訳者が不足。広報などに手話言語の情報を掲載してほしい。【身体・聴覚】
他の市町村のように、保健師さんの書いた意見書で受給者証が取得できるようにしてほしい。手帳取得や診断に至らない年齢・段階でも支援につながるようにしてほしい。重度訪問介護を在宅勤務中でも必要な人は使えるようにしてほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

隣県の放課後等デイサービスへの移動支援をお願いしたい。【知的、発達、障がい児】
福祉サービスや施設にコロナ禍以前のような充実を期待する。【精神】
難病患者の障害年金について取組みを強めてほしい。【難病】



●生活環境・住環境について

電光掲示板を付けていただければありがたい。【身体・聴覚】

ふれあいタクシーが出払って利用できない時がある。循環バスも2時間に1本では不便。数を増やしていただけないか。【身体・視覚】

デマンド交通の範囲を新久喜総合病院などまで広げてほしい。公共施設は、当事者の視点で考えて建築してほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

介護者亡きあとの精神病当事者は、生活環境の変化に順応することは極めて困難。グループホームをもっと整備してほしい。デマンドも旧久喜市内に自由にいけるようにしてほしい。【精神】

住宅バリアフリーの手続きが煩雑である。【難病】

●医療・保健について

ろう者の言語は手話だが、理解していない医師・看護師がおり、手話通訳者の同行が必要。【身体・聴覚】

市内の病院等で、年齢に関係なくST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）を定期的に受けられるようにしてほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

発達障がい児が思春期前にメンタルヘルスクリニックにかかることのできる社会的環境を作るべき。【精神】

近隣で希少難病を治療できる医療提供体制を早急に構築してほしい。医師不足が改善されていない。一般的な病気で近隣の医療機関に行くと、断られてしまう実態がある。専門医と地域の医師との連携強化を図ってほしい。【難病】

●教育・保育・療育について

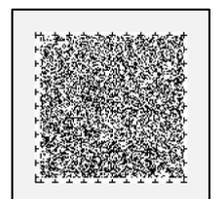
幼稚園・保育園から小中高までの全校で手話体験を開いてほしい。【身体・聴覚】

支援学校への転入学を勧める前に、インクルーシブ教育が進むような支援体制や工夫をしてほしい。特別支援学級の子どもがお客様状態にならないよう、教員間の連携、学級経営上の工夫をしてほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

支援級以外の先生には、特性のある子どもとの係わり方を知らない方がいる。自身で解決できない場合には、周りに助けを求めてほしい。就学前の段階で特別支援学級か特別支援学校かといった選択肢を狭めないで欲しい。【知的、発達、障がい児】

目にみえづらい精神障がいの子どもの特性を知るための知識を、専門の先生だけでなく、教育者の常識として身につけて接してほしい。【精神】

見た目で見えない病気や障がいを持つ人がいることを児童・生徒が考え学び合う教育の実践。【難病】



●雇用・就労について

コミュニケーション問題が一番の原因で、ろう者は人間関係がうまくいかず転職・退職した人が多い。【身体・聴覚】

就労定着支援では、本人の特性や問題だけでなく、職場の雰囲気づくり、相談体制の充実・強化を図ってほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

難病患者の就労に関する先入観の払拭。治療と就労の両立支援。難病患者就職サポーターの増員と資質向上。難病患者を法定雇用率算出の対象としてほしい。事業主に対する啓発。【難病】

●生涯学習、文化・スポーツ活動について

市のスポーツ課は健常者向けと見られる。【身体・聴覚】

ボッチャやカーレットなどのパラスポーツの備品を各地区で揃え、練習や大会を開催しやすい状況にしてほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

余暇活動は障がい者の大切な生活の一部で、生きがい・居場所につながる。スポーツ活動への支援や料理教室などイベントの開催を支援してほしい。【精神】

●安全・安心なまちづくりについて

聴覚障がい者用情報受信装置を設置してほしい。機器のデジタル化を進め、市役所、ふれあいセンター久喜は必ず設置してほしい。【身体・聴覚】

会の主催で避難所体験会を2回開催し大きな成果があった。今後、各地区の実際の避難場所で、障がい当事者、市職員、区長などの方と定期的な訓練をしてほしい。【身体、知的、発達、障がい児】

民生委員・自治会長、区長などは、介助が必要な人を調査し、日頃から見守ってほしい。【精神】

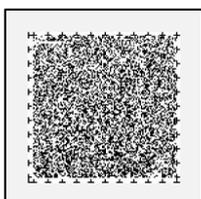
難病患者が利用しやすい福祉避難所の設置と設置情報の周知。全ての避難所での医療相談や医療的ケア、医薬品等の確保。避難所運営マニュアルへの難病患者の位置付け。難病患者に対応した災害ボランティアの育成。【難病】

●障がいや障がい者への理解と交流、共生のまちづくりについて

ろう者と聞こえる人のマナーの認識の違いを伝えたい。【身体・聴覚】

精神障がい者の理解は非常に難しい。当事者が苦しんでいたら医療に繋げることが大事。社会全体が病気について勉強し知識をもつことが理解と共生につながる。【精神】

当事者の体験を語る機会を設ける。【難病】



●相談・情報提供について

悩みを抱えている人が、行ってみよう、話してみようと思える相談窓口の情報がほしい。【精神】

他の患者さんの体験を聞くことで、孤立感が減り、気持ちが楽になる難病カフェは、よい取り組み。【難病】

障がいがあった時に、障害者手帳申請の流れ、それに伴うサービス・支援制度などがわかりやすくまとめられたものがほしい。【知的、発達、障がい児】

●市の施策について

市役所の各課に音声リアルタイム表示システムを設置してほしい。【身体・聴覚】

実態調査報告書の「障がい者施策について」に記載された全体の意見を施策に組み入れてほしい。【精神】

難病患者専門相談窓口を設置してほしい。他市では難病当事者が相談員として委嘱され活躍している。福祉タクシー券やガソリン代補助、市内巡回バス無料乗車券発行などの障がい者外出支援事業の対象者に難病患者も加えてほしい。【難病】

当事者の家族、特に母親へのサポート体制を、ライフステージを踏まえて作ってほしい。各地区のコミュニティセンターで、仲間やピアサポーターとの出会い、情報収集、気軽な相談場所となり、時間を区切って中高生の居場所としても活用できる「福祉療育カフェ」を開催してはどうか。【知的、発達、障がい児】

③ 計画策定にあたってのご意見・ご要望 等

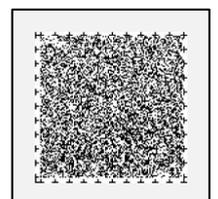
絵にかいた餅にならないように。【身体】

市民祭り、障がい者週間のイベントを短時間でもやってほしい。【身体・聴覚】

窓口や手続き相談などが一本化されているとよい。【身体・知的】

実態調査からニーズをくみとり、策定してほしい。【精神】

当事者の声を反映した計画になることを望みます。調査結果がどのように活かされたのか、団体メンバーに返してもらえると励みになります。【難病】



5 本計画で取り組むべき課題

(1) 障がい理解を深めるための啓発活動の強化

●現状と課題

差別解消に向け、障害者差別解消法の施行など法律面から、また久喜市障がい者計画をはじめとする行政計画の中でもさまざまな取組みが重ねられてきているにも関わらず、アンケート調査において、障がいのある方が日常生活の中で差別や偏見を感じると答えた割合に、顕著な改善は見られていません。

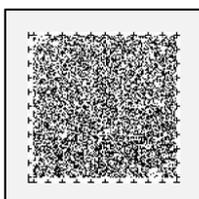
障がい者関係団体からは、「外見からわかりにくいと誤解されやすい。障がいについての知識不足が差別につながる。」といった意見が寄せられており、障がいに関する理解を深める啓発活動の継続が必要です。

●対応方針

福祉教育を通じて市民の障がいについての理解促進を図るとともに、心のバリアの解消のために、障がいのある方・ない方が互いに知り合い、気軽に交流することのできる身近な機会を設けます。

●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
障がい理解の普及・啓発	広報紙やホームページ、SNS等により、障がい等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別意識の解消に努めるとともに、患者・家族推進のQOL(生活の質)の維持・向上と適切な療養環境を整備するため、福祉・保健・医療が連携を強化し、支援体制を整備する。	49
福祉教育の実施	出前講座や市民大学などでの講座等において、年代に応じた市の障がい福祉施策等の障がい福祉教育を実施する。	49
小地域福祉活動の推進	年齢・障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる身近な地域での気軽なつどいである「ふれあい・いきいきサロン」の開設や福祉ニーズ発見のための小地域福祉活動、近隣の助け合い活動など、地域住民の福祉にかかる住民主体の活動を推進する。	49
啓発活動の推進	広報くみや市ホームページ等を通して、市民及び事業所、医療機関等へ障害者差別解消法を周知・啓発する。	52



(2) 福祉サービス及びサービスの利用方法に関する周知方法の改善

●現状と課題

障がいのある方が地域で自立して生活するために必要な福祉サービスについて、アンケート調査では、「どのようなサービスがあるかわからない」、「どうすれば利用できるかわからない」といった回答が2割から3割に上っています。

一方、福祉サービス等の情報を「入手する方法がない」との回答が8.4%、情報を入力する上で困っていることとして「情報の入手先や入手方法がわからない」が25.4%、「難しい言葉や早口で話されると聞き取れない」が17.3%、「説明の言葉や文章が難しい」が15.8%などとなっており、福祉サービスに関する情報提供に配慮や改善が必要であることが示されています。

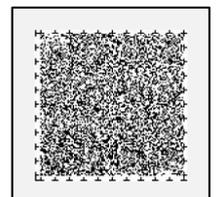
●対応方針

従来からの周知を継続するとともに、相談支援の充実を図り、個別にサービスの利用情報の提供や利用の促進を図ります。

また、市職員と聴覚障がいのある方とのコミュニケーションの円滑化のために、情報機器の活用を推進します。

●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
計画相談支援の充実	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行う。	60
相談体制の充実	基幹相談支援センターを相談事業の中核として、より身近できめ細やかな相談支援を行う。 また、今後も増加が見込まれるサービス等利用計画作成を行う相談支援事業所の充実を図る。	57
	福祉に関する各種相談に横断的な対応ができる「ふくし総合相談窓口」を設置し、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援を行う。	
	関係機関と連携しながらワンストップで対応する。多くの問題を抱える家族等に対する積極的な取組や研修の充実により、地域と連携して相談を解決できる仕組みの充実を図る。	
	健康増進や生活習慣病等の予防に関する情報の提供や正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援するため、健康相談を実施する。	
	障害年金等に関する正しい知識の普及を図るため、社会保険労務士による年金相談を実施する。	



サービス利用提供体制の充実	障がい者・児の自立した生活を支援するため、障がい者・児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援体制の充実とサービス提供事業者の育成・確保を行う。	60
遠隔手話通訳サービスの実施	手話を必要とする人と市職員の間で、手話によるコミュニケーションを行う際に、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者と画面越しに手話通訳を実施する。	84
あんしんサポートねっこの充実・利用促進	高齢、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対し、利用契約を結び、生活支援員や専門員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助、生活費等の払い出し、書類等の預かりサービス等の支援を実施する。	51

(3) 障がい者の社会参加を促進するための環境の整備

●現状と課題

就労やスポーツ、地域の活動などを通じて社会参加することは、豊かな生活を実現するために重要ですが、障がいのある方が、そうした参加の機会を得ることは、障がいのない方よりも限定されているという現実があります。

アンケート調査では、日中の昼間に福祉的就労を含め働いている障がいのある方は全体の2割を超えていることが示されています。また、就労に際し「職場や施設の人間関係」や「給与・工賃」、「通うための移動手段」、「障がいへの配慮不足」などで困っている方が多くいます。

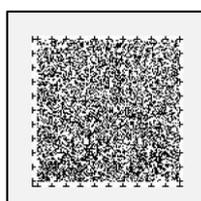
一方、地域の活動に関して、障がいのある方の6割近くは参加していませんが、「地域の行事やお祭り」、「趣味やサークルなどの活動」、「スポーツ・レクリエーション活動」などを中心に、芸術活動や講座・講演会などさまざまな活動に参加している方も一定数います。地域活動についての困りごととしては、「参加したい活動や行事がない」、「身近なところで参加できる活動や行事がない」、「会場までの移動・交通手段が不便」といったことが多く指摘されています。

すべての方が、希望する社会参加の機会を得られるように、そうした困りごとを解消する取組みが重要となっています。

●対応方針

障がいのある方の社会参加を促進するため、各種のイベントの開催に際しては、障がいのある方が参加できる環境の整備等の配慮を徹底します。

また、障がいのある方が希望と適性に沿った職場に就労できるよう、就労選択支援や就労移行支援等、就労に係るサービスを充実させるとともに、企業に対し障がい者雇用の促進を働きかけます。



●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
生涯学習推進大会の実施	久喜市生涯学習推進大会「まなびすと久喜」の実施にあたり、手話通訳者を配置するなどし、聴覚障がい者も参加しやすい大会を実施する。	75
地域活動支援センター事業の充実	障がい者等の社会参加及び自立の促進を図るため、創作活動及び生産活動の機会等、また情報提供及び相談・交流の場を提供する。	57
パラスポーツの支援	パラスポーツ競技活動を支援するため、活動場所の提供や広報紙の掲載、指導者及びボランティアの育成に努める。	75
就労選択支援の促進	就労意思のある障がい者が、就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、希望や能力、適性等に合った選択ができるよう支援する。	64
就労移行支援の充実	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。	64
障がい者就労支援センターの充実	障がい者の一般就労の機会を拡大し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、支援の充実を図るとともに、埼葛北障害者就業・生活支援センターとの連携を深める。	65
市内企業における障がい者雇用の促進	公共職業安定所（ハローワーク）等の就労関係機関からの情報をもとに、障がい者雇用率未達企業数を把握し、未達企業の減少のための啓発活動を実施する。	65
社会活動への参加促進	市の主催する会議、イベント等の諸行事に手話通訳者を配置する。	84

(4) 医療体制の整備の推進

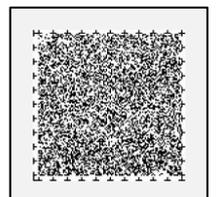
●現状と課題

アンケート調査では、障がいのある方の4割が日常生活での困りごととして「病気や障がいのこと」をあげています。また、障がい者関係団体からは、発達障がい児のメンタルヘルスクリニックや、難病患者の治療ができる専門機関の不足が指摘されています。

さらに、アンケートでは、災害避難中の薬や医療的ケアの確保を心配する意見もあり、平時のみならず災害発生時も視野に入れた体制整備が求められています。

●対応方針

関係機関の連携強化を図り、地域における医療体制を充実させ、安心した暮らしの基盤を整備します。



●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
医療機関・地域活動支援センター及び保健所等との連携促進	地域における個別ケアの充実を促進するため、医療機関のソーシャルワーカー、保健所や地域活動支援センターの精神保健福祉士、障がい者福祉課や地域保健課の職員等が連携して、以下のような支援を行う。 ・家族への支援（サポート） ・在宅福祉サービスの活用 ・単身で退院する人への住宅入居等支援事業の活用促進 ・退院後の受け皿としてのグループホームの支援充実	61
療育支援体制の整備	地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉分野における関係機関ネットワークを構築し、地域内の療育支援体制を整備する。	69

(5) 障がいのある児童・生徒等への支援

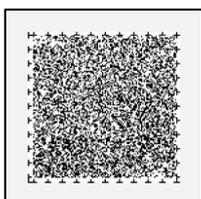
●現状と課題

アンケート調査では、幼稚園や保育所、学校などに通っている障がいのある児童・生徒が通園、通学先で過ごす際の困りごととして、「先生や補助する人の不足」、「専門知識のある先生の不足」、「周りの児童・生徒の理解の不足」などの回答が多く、団体ヒアリングにおいても、「支援級以外の先生には、特性のある子どもとの係わり方を知らない方がいる」、「目にみえづらい精神障がいの子どもの特性を知るための知識を、専門の先生だけでなく、教育者の常識として身につけて接してほしい」などの先生の資質の向上を求める意見が寄せられています。また、「通うための介助や移動手段」の回答も多く、市民の方へのアンケート調査の中にも、医療的ケア児の通学に関する支援の不足を指摘する意見が見られています。

幼稚園、保育所、学校などに通っている方が考える将来については、「わからない、悩んでいる」が2割を超えており、子どもの将来についての選択肢を、適切な時期に示すことが重要となっています。

●対応方針

障がいのある園児や児童、生徒の学びの支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士や心理専門員、スクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、専門性の高い支援を行います。



●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
支援体制の整備・充実	特別の教育的支援を必要とする児童・生徒への個別の支援を充実する。心理専門員等が学校を訪問し、特別な教育的支援を要する児童・生徒への効果的な指導・支援について助言する。 面接相談室において、市内在学児童・生徒や就学児の就学に係る相談を実施する。	72
幼稚園の受け入れ条件の整備	補助教員を加配し、障がい等のある子どもの教育の充実を図る。	73
相談体制の充実	心理専門員、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を行う。	73
発達障がい児対策の充実	発達障がいについて、市民や関係機関が正しく理解し、適切な対応を行うために、啓発活動や関係職員の積極的な研修参加を行うとともに、関係機関との連携を強化する。	69
インクルーシブ教育体制の整備・充実	障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、的確な指導が提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備・充実を図る。	72

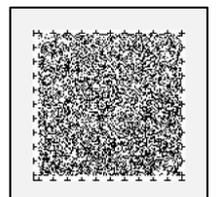
(6) 障がいの特性に配慮した災害発生時の避難等に関する対応

●現状と課題

障がいのある方へのアンケート調査において、災害の発生時に一人で避難できないとの回答は全体ではほぼ4割ですが、知的障がいでは64.0%、身体障がいの中でも視覚障がいでは57.1%、肢体不自由では55.8%と、さらに高くなっています。

また、災害発生時に周囲に助けを求めることができないとの回答が知的障がいの人で2割に上るなど、災害発生時に遭遇する困難の深刻さには、障がいの種類によって大きな違いがあることが想定されます。

さらに、避難所に関しては、「避難中の食事・トイレなどに配慮が得られるか」、「病気や障がいに配慮した避難場所に避難できるか」、「周りの人とコミュニケーションを取れるか」などを心配する人がそれぞれ4割、3割、2割おり、災害については発生直後から避難所での生活に至るまで、障がいの特性に応じたきめ細かな配慮が重要となっています。



●対応方針

災害発生に備え、支援が必要な人に対する避難計画（個別避難計画）の策定を進めます。

また、福祉避難所の指定を進め、避難生活に関する不安払しょくに努めます。

●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
福祉避難所の整備	各施設管理者と協議し、市内の公共施設や民間福祉施設を災害時の福祉避難所として指定し、災害時に施設関係者や関係機関・関係団体と連携して、避難生活を支援する。また福祉避難所用の備蓄品目等について検討し、充実させていく。	82
個別避難計画の策定	「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿（要援護者見守り支援登録台帳）」に基づいた個別避難計画の作成を推進する。	82

(7) 介助者の困りごとや将来に対する不安への対応

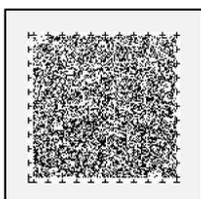
●現状と課題

アンケート調査によれば、「調理や食事の支度」、「洗濯」、「掃除」、「外出」、「日用品の買い物」、「お金の管理」などは、障がいのある方が日常生活において介助や支援を受けている割合が高い場面ですが、そうした介助・支援を行っている人も、さまざまな不安や困りごとを抱えています。その中でも、「将来の見通しに不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」、「介護者自身の健康に不安がある」は3割から4割近くの回答となっています。

障がいのある方の日常を支えている配偶者や親、子どもなどが抱える不安に寄り添い、困りごとの解決に向けて支援することは、障がいのある方のニーズに応えることとともに、重要な障がい者福祉と考えなければなりません。

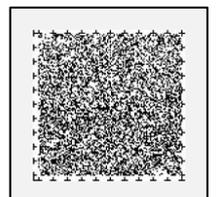
●対応方針

障がいのある当事者及びその家族同士の支え合うピアサポート活動への支援を行います。また、日中一時支援事業を推進し、障がいのある方の家族が一時的に休息できる機会づくりを推進します。



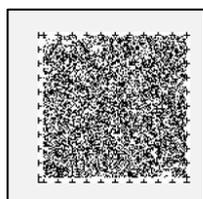
●主な事業

事業名	内容	掲載ページ
日中一時支援事業	障がい者等に活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。	58
当事者同士の支え合いの支援（ピアサポート）	当事者又は家族からの相談に応じてアドバイスを行い、関係機関と協力して解決に導く相談活動を推進する。	49
相談体制の充実	基幹相談支援センターを相談事業の中核として、より身近できめ細やかな相談支援を行う。 また、今後も増加が見込まれるサービス等利用計画作成を行う相談支援事業所の充実を図る。	57
	福祉に関する各種相談に横断的な対応ができる「ふくし総合相談窓口」を設置し、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援を行う。	
	関係機関と連携しながらワンストップで対応する。多くの問題を抱える家族等に対する積極的な取組や研修の充実により、地域と連携して相談を解決できる仕組みの充実を図る。	
	健康増進や生活習慣病等の予防に関する情報の提供や正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援するため、健康相談を実施する。	
	障害年金等に関する正しい知識の普及を図るため、社会保険労務士による年金相談を実施する。	



第2部

第3次久喜市障がい者計画



第1章 計画の理念・視点・体系

1 計画の理念

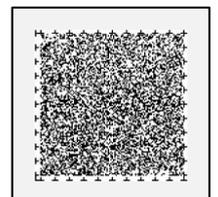
市には、生後間もない赤ちゃんや子どもからお年寄り、障がいのある方やない方、日本人や外国籍の人など、さまざまな人が暮らしており、そうした全ての人が等しく尊重され、地域社会で包容・包摂される共生社会を皆で作り上げていくことが、ますます重要となっています。

平成30（2018）年策定の第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画、また、令和3（2021）年策定の第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画のいずれにおいても、本市は「ともに生き ともに暮らす 地域社会づくり」を計画の理念として施策推進を図ってきました。この理念は、今まさに求められている「共生社会」づくりに合致するものであることから、第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画においても、次のとおり、基本理念を踏襲することとします。

計画の理念

ともに生き ともに暮らす 地域社会づくり

また、計画を推進する具体的な立場、実践・行動の理念として掲げてきている「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）、「連帯」（ノーマライゼーション）、「復権」（リハビリテーション）についても継承していきます。



2 計画の視点

前計画につづき、本計画においても、以下の3つを計画の視点に据えています。

(1) バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある方も障がいのない方も地域を構成する一員として尊重され、共に支え合い、自らが望む活動に支障なく積極的に参加できる共生社会を実現する基礎には、障がいについての理解が広く深く浸透した社会があります。

市は、あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーとともに、心理的（心の）バリアフリーについてもその進展を図ります。また、障がいのある方が必要な情報を等しく円滑に入手できるよう、情報提供と意思疎通にかかる支援の充実を図り、安全で豊かな地域社会の実現を目指します。

(2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

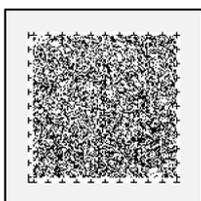
乳幼児期から学齢期、青年期、高齢期に至るまでの全てのライフステージにおいて、障がい者・児が地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活ができるようにするためには、ライフステージをまたいでも途切れることの無い支援が提供されることが必要です。

市は、障がい者やその家族・支援者の相談に的確に対応するとともに、保健・医療・福祉など関係するさまざまな分野の連携を強化し、障がいのある方が安心して暮らしていけるよう、総合的な支援が受けられる地域社会の実現を目指します。

(3) 障がい者・児を地域全体で支える体制づくり

本市の障がい者・児は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳を交付された人を中心に年々増加していますが、これらの方々は、近年、発生頻度が増している自然災害に対して、避難の際や避難中に特に困難な状況に陥りがちな人でもあります。

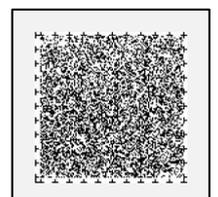
市では、障がい者・児の日常や災害発生時の命と生活を地域全体で支えるために、庁内関係各課と連携を図るほか、行政と市民や民間の事業者、団体等が協働して、多様できめ細かく広範な取組みを進めることのできる体制づくりを目指します。



3 計画の体系

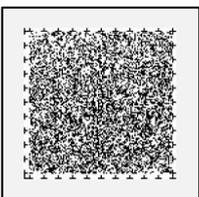
本計画は以下の体系の下で施策・事業を展開していきます。

分野	施策の柱	施策
1 権利擁護・障がい理解	(1) 心のバリアフリーの促進	①ソーシャルインクルージョンの普及 ②福祉教育の充実 ③地域住民との交流の推進 ④ボランティア活動の促進
	(2) 権利擁護の推進	①権利擁護相談体制の充実 ②福祉オンブズパーソン制度の活用促進 ③福祉サービス利用援助事業の促進 ④成年後見制度の利用支援 ⑤虐待防止の推進 ⑥障がいを理由とする差別の解消の推進
2 地域生活支援	(1) 訪問系サービスの推進	①居宅介護の充実 ②重度訪問介護の充実 ③行動援護の充実 ④同行援護の充実 ⑤重度障害者等包括支援の促進
	(2) 日中活動系サービスの推進	①療養介護の充実 ②生活介護の充実 ③自立訓練（機能訓練・生活訓練）の促進 ④短期入所の充実
	(3) 居住系サービスの推進	①自立生活援助の促進 ②共同生活援助（グループホーム）の充実 ③生活ホームの充実 ④施設入所支援の充実 ⑤地域生活支援拠点の整備
	(4) 補装具の利用促進	①補装具費の給付
	(5) 地域生活支援の推進	①相談支援機能の強化 ②日常生活用具の利用促進 ③地域活動支援センターの充実 ④自立支援協議会の促進 ⑤その他事業の充実
	(6) 自立支援の推進	①計画相談支援の充実 ②サービス利用提供体制の強化 ③精神障がい者の地域移行・定着の促進

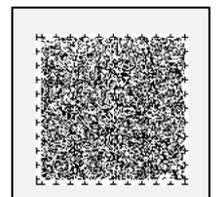


第2部 第1章 計画の理念・視点・体系

分野	施策の柱	施策
2 地域生活支援 (つづき)	(7) 障がい児への福祉サービスの推進	①児童発達支援の充実 ②放課後等デイサービスの充実 ③保育所等訪問支援の充実 ④障害児相談支援の充実
3 就労支援	(1) 就労の促進	①就労選択支援の促進<新規> ②就労移行支援の充実 ③就労継続支援(A型・B型)の充実 ④就労定着支援の促進 ⑤障がい者就労支援センターの充実 ⑥公共職業安定所(ハローワーク)との連携 ⑦障がい者就労施設からの物品調達の推進 ⑧その他就労に関する支援
4 保健・医療	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進 ②精神保健活動の推進
	(2) 療育体制の充実	①障がいの早期発見体制の充実 ②地域療育システムの充実 ③発達障がいのある子どもへの支援の充実
	(3) 保健医療体制の充実	①医療給付等の充実 ②医療体制の整備 ③福祉・保健・医療の連携促進
5 教育・保育	(1) 特別支援教育の充実	①特別支援教育の充実 ②インクルーシブ教育体制の整備・充実 ③学校施設の整備 ④障がい児保育の充実 ⑤障がい児の適正な就学支援・相談の充実
6 生涯学習・スポーツ・文化活動	(1) 生涯学習・スポーツ・文化活動の振興	①生涯学習の振興 ②スポーツ・レクリエーションの振興 ③芸術文化活動の振興
7 生活環境	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	①公共施設のバリアフリー化の推進 ②民間施設のバリアフリー化の促進 ③バリアフリー化の実態調査の実施 ④交通バリアフリー化の推進 ⑤カラーユニバーサルデザイン化の推進 ⑥住宅のバリアフリー化の推進 ⑦住民助け合いシステムの推進



分野	施策の柱	施策
8 安全・安心なまちづくり	(1) 防災対策の強化	①情報伝達体制・訓練強化 ②災害時要援護者の避難行動支援 ③福祉避難所の整備 ④災害時要援護者名簿の充実
	(2) 防犯対策の強化	①被害防止・救済の促進 ②成年後見制度の利用支援
9 情報バリアフリー	(1) 情報取得環境の整備	①コミュニケーション支援の充実 ②意思疎通支援者の育成



第2章 施策の展開

分野1 権利擁護・障がい理解

■現状と課題

我が国は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（インクルーシブな社会）の実現を目指して法制度の整備を進めており、令和3（2021）年の障害者差別解消法の改正では、事業者に対しても障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられました。

障がいのある方へのアンケート調査では、日常生活の中で差別や偏見を感じる人は3割を超え、とりわけ知的障がいと精神障がいでは5割前後に上っています。一般市民を対象としたアンケート調査でも、社会に障がいのある方への差別や偏見があると感じている人は5割を超えており、差別解消に向けてさまざまな努力と取り組みが重ねられてきているにも関わらず、社会における差別や偏見の状況に大きな改善は見られていません。

また、障害者差別解消法や久喜市障がい者計画を知らない人が、一般市民で7割弱、障がいのある方ではさらに高い7割台半ばとなっており、法律の理念や計画の内容等についての周知活動には、さらなる改善や工夫が必要となっています。

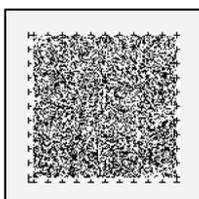
■取組みの方向

差別や偏見が生まれる大きな原因である「理解の欠如」を無くすために、福祉教育や地域住民との交流を通じて市民の障がいについての理解促進を図るとともに、市民のみならず障がいのある方も対象に、障害者差別解消法をはじめとする法律や計画の周知活動を推進します。

また、障がいのある方の人権を守るために、権利擁護体制と虐待防止体制の整備を進めます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
障害者差別解消法に関する周知・啓発回数	2回	4回
成年後見制度の利用者数	12人	13人
虐待防止センターの相談件数	24件	25件
日常生活で差別を感じている障がい児者の割合	33.6%	20%以下



(1) 心のバリアフリーの促進

① ソーシャルインクルージョンの普及

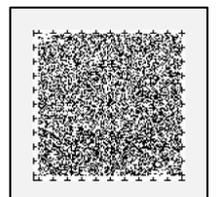
事業名	内容	担当課
障がい理解の普及・啓発	広報紙やホームページ、SNS 等により、障がい等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別意識の解消に努めるとともに、患者・家族推進の QOL(生活の質) の維持・向上と適切な療養環境を整備するため、福祉・保健・医療が連携を強化し、支援体制を整備する。	関係各課
市職員に対する研修の実施	障がい(者)への理解を深めることで市民サービスの向上を図るため、窓口対応業務の機会が多い職員を対象とする手話研修を実施する等、福祉に関する研修を実施する。	人事課

② 福祉教育の充実

事業名	内容	担当課
福祉教育の実施	出前講座や市民大学などでの講座等において、年代に応じた市の障がい福祉施策等の障がい福祉教育を実施する。	生涯学習課
小・中学校のボランティア、福祉教育の充実	総合的な学習の時間等において、アイマスク体験や車椅子体験等を実施し、障がいのある方への接し方についての学習機会の充実を図る。	指導課 久喜市社会福祉協議会
福祉教育の推進	地域における障がい者の生活や権利擁護、障がい者からの講話等を行い、市民の障がいに対する理解が深まるよう支援する。	久喜市社会福祉協議会

③ 地域住民との交流の推進

事業名	内容	担当課
小地域福祉活動の推進	年齢・障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる身近な地域での気軽なついでである「ふれあい・いきいきサロン」の開設や福祉ニーズ発見のための小地域福祉活動、近隣の助け合い活動など、地域住民の福祉にかかる住民主体の活動を推進する。	久喜市社会福祉協議会
当事者同士の支え合いの支援(ピアサポート)	当事者又は家族からの相談に応じてアドバイスをを行い、関係機関と協力して解決に導く相談活動を推進する。	障がい者福祉課



④ ボランティア活動の促進

事業名	内容	担当課
社会福祉協議会ボランティアセンターの充実	共生支援事業などを通して、ボランティアを養成する。また、住民要望の高い講座を開催する。	久喜市社会福祉協議会
	点訳、音訳、手話、ガイドヘルプ講座等の各種講座を実施する。	
	ボランティアを始めるきっかけづくりとして、夏休みを中心に子どもから大人まで、市内の福祉施設等でボランティア体験を実施する。	
	地域で全ての人々が自分らしく生活することを支援するボランティアの派遣調整・啓発・情報提供を行う。	

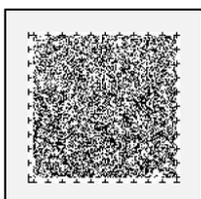
(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護相談体制の充実

事業名	内容	担当課
地域包括支援センターの充実	高齢者と家族等に対する総合相談事業を実施する。医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図りながら、適切なサービスに繋げることができるよう支援を行う。	高齢者福祉課
人権相談・女性相談の充実	市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るため、人権擁護委員による人権相談・女性相談を実施する。	人権推進課
女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実	女性の日常生活におけるさまざまな悩みや配偶者等からの暴力などの相談に応じるため、女性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進課

② 福祉オンブズパーソン制度の活用促進

事業名	内容	担当課
福祉オンブズパーソン制度の活用促進	健康福祉サービス利用者の権利を守り、サービスの充実につなげるため、健康福祉サービスに関する苦情申立てについて、福祉オンブズパーソンが公正・中立の立場で調査・判断し、市又は事業者に対し、意見や是正等の措置を勧告・要請する福祉オンブズパーソン制度の活用を促進する。	社会福祉課



③ 福祉サービス利用援助事業の促進

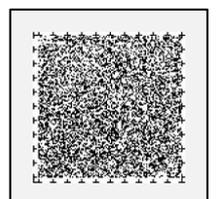
事業名	内容	担当課
あんしんサポートねつとの充実・利用促進	高齢、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対し、利用契約を結び、生活支援員や専門員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助、生活費等の払い出し、書類等の預かりサービス等の支援を実施する。	久喜市社会福祉協議会

④ 成年後見制度の利用支援

事業名	内容	担当課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人に2親等以内の親族がなく、成年後見の審判の請求を行う4親等内の親族も明らかでないため、その利用が困難な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、市長が申立費用の負担や後見人への報酬の助成を実施する。	障がい者福祉課 高齢者福祉課
担い手の確保・育成等の推進	今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、久喜市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成講座を開催する。また、法人後見については、久喜市社会福祉協議会以外の担い手についても検討していく。	障がい者福祉課 高齢者福祉課

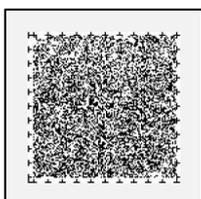
⑤ 虐待防止の推進

事業名	内容	担当課
障がい者虐待防止の体制整備の推進	虐待防止センターの充実に向け、関係機関との連携強化や相談体制の強化等を推進し、障がい者虐待・権利侵害の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う。	障がい者福祉課



⑥ 障がいを理由とする差別の解消の推進

事業名	内容	担当課
差別解消の推進	市の事務事業の実施にあたり、対応要領及び配慮マニュアルに基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供に努める。また、障害者差別解消支援地域協議会において、課題の検討・対応等を協議する。	障がい者福祉課
啓発活動の推進	広報くきや市ホームページ等を通して、市民及び事業所、医療機関等へ障害者差別解消法を周知・啓発する。	障がい者福祉課
ほじょ犬マークの掲示・周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や交通機関、大規模小売店舗等の民間施設に、ほじょ犬マークを掲示・周知する。	障がい者福祉課



分野2 地域生活支援

■現状と課題

障がいのある方へのアンケート調査で、「調理や食事の支度」、「洗濯」、「掃除」、「外出」、「日用品の買い物」、「お金の管理」など、日常生活のさまざまな場面で2割から3割を超える人が介助や支援を毎日受けていることが明らかになりました。障がいのある方の地域での生活を支えるためには、障がい特性に配慮したきめ細かな生活支援が求められます。

本市では、障がい者が地域で自立して生活するための基盤整備として、在宅サービスをはじめとする福祉サービスや各種手当の支給、配食や寝具乾燥消毒等の市独自のサービスを提供してきましたが、アンケート調査では「どのようなサービスがあるかわからない」、「どうすれば利用できるのかわからない」といった回答が、2割から3割に上っており、サービスに関する情報提供に改善の余地があることが示されています。

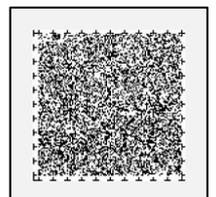
■取組みの方向

障がいのある方自身の意向に沿って、必要とする福祉サービスや支援を選択することができるよう、「ふくし総合相談窓口」を設置するなど、相談支援の充実を図ります。

また、障がいのある方、障がいのある児童の日常生活や在宅療養生活を支える各種福祉サービスを充実・提供していきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
地域生活支援拠点登録数	9 事業所	12 事業所
基幹相談支援センター相談件数	328 件	340 件
久喜市自立支援協議会の開催回数	3 回	3 回
福祉タクシー利用券		
交付者数	1,106 件	1,120 件
助成枚数	19,129 枚	19,500 枚
自動車等燃料費利用券		
交付者数	2,471 件	2,480 件
助成枚数	42,213 枚	42,300 枚
障害児支援利用計画作成の利用児童数	576 人	600 人



(1) 訪問系サービスの推進

① 居宅介護の充実

事業名	内容	担当課
居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを提供する。	障がい者福祉課

② 重度訪問介護の充実

事業名	内容	担当課
重度訪問介護の充実	重度の障がい者であって常に介護を必要とする人に対する入浴、排せつ、食事や移動の介護等を総合的に実施する。	障がい者福祉課

③ 行動援護の充実

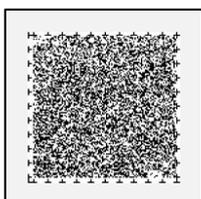
事業名	内容	担当課
行動援護の充実	著しい行動障がいがある知的障がい者・児、精神障がい者・児で常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険回避のための援護などの支援を実施する。	障がい者福祉課

④ 同行援護の充実

事業名	内容	担当課
同行援護の充実	視覚障がいにより移動が著しく困難な障がい者に対し、外出時における必要な支援を実施する。	障がい者福祉課

⑤ 重度障害者等包括支援の促進

事業名	内容	担当課
重度障害者等包括支援の促進	常に介護を必要とする人であって、その必要度が著しく高い障がい者に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。	障がい者福祉課



(2) 日中活動系サービスの推進**① 療養介護の充実**

事業名	内容	担当課
療養介護の充実	療養介護事業所における対象者に対し、適切な療養介護を促進する。	障がい者福祉課

② 生活介護の充実

事業名	内容	担当課
生活介護の充実	常に介護を必要とする人に対し、主に日中に障がい者施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護や創作活動等の支援を実施する。	障がい者福祉課

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の促進

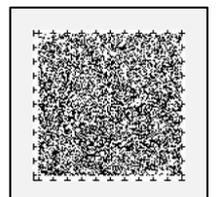
事業名	内容	担当課
訓練施設等の活用	障がい者の社会参加促進や就職に必要な技能と知識を得るため、訓練施設等の活用を促進する。	障がい者福祉課

④ 短期入所の充実

事業名	内容	担当課
短期入所（ショートステイ）の充実	障がい者の家族等の介護者の疾病やその他の理由等で、障がい者が一時的な都合により施設の利用が必要になった際に適切な支援を実施する。	障がい者福祉課

(3) 居住系サービスの推進**① 自立生活援助の促進**

事業名	内容	担当課
自立生活援助の促進	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を実施する。	障がい者福祉課



② 共同生活援助（グループホーム）の充実

事業名	内容	担当課
グループホームの充実	共同生活を行う住居で、相談や日常生活等を行う。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性がある方には介護サービスも提供する。	障がい者福祉課

③ 生活ホームの充実

事業名	内容	担当課
生活ホームの充実	住居を必要としている障がい者に、低額の料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を実施する。	障がい者福祉課

④ 施設入所支援の充実

事業名	内容	担当課
施設入所支援の充実	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を実施する。	障がい者福祉課

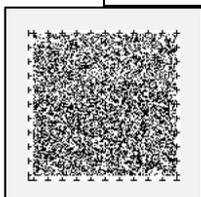
⑤ 地域生活支援拠点の整備

事業名	内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会と場、緊急の受け入れと対応、専門性、地域の体制づくり）を強化するため、これらの機能を付加した拠点や地域における複数の機関がこれらの機能を分担して担う体制を整備する。	障がい者福祉課

(4) 補装具の利用促進

① 補装具費の給付

事業名	内容	担当課
補装具費の給付と修理	身体障がい者・児等に対し、日常生活に支障をきたしている身体の損傷を補うために、補装具費の交付、修理を実施する。	障がい者福祉課
車椅子等の貸出	久喜市社会福祉協議会において、障がい等のため、福祉用具等を必要とする方に貸出する。 また、福祉教育を推進する学校等の体験学習のために貸出する。	久喜市社会福祉協議会



(5) 地域生活支援の推進

① 相談支援機能の強化

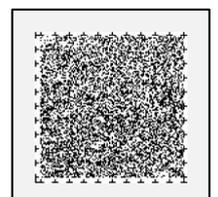
事業名	内容	担当課
相談体制の充実	基幹相談支援センターを相談事業の中核として、より身近できめ細やかな相談支援を行う。 また、今後も増加が見込まれるサービス等利用計画作成を行う相談支援事業所の充実を図る。	障がい者福祉課
	福祉に関する各種相談に横断的な対応ができる「ふくし総合相談窓口」を設置し、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援を行う。	社会福祉課
	関係機関と連携しながらワンストップで対応する。多くの問題を抱える家族等に対する積極的な取組や研修の充実により、地域と連携して相談を解決できる仕組みの充実を図る。	久喜市社会福祉協議会
	健康増進や生活習慣病等の予防に関する情報の提供や正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援するため、健康相談を実施する。	地域保健課
	障害年金等に関する正しい知識の普及を図るため、社会保険労務士による年金相談を実施する。	市民課（総合窓口）

② 日常生活用具の利用促進

事業名	内容	担当課
日常生活用具の給付、貸与	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を実施する。	障がい者福祉課

③ 地域活動支援センターの充実

事業名	内容	担当課
地域活動支援センター事業の充実	障がい者等の社会参加及び自立の促進を図るため、創作活動及び生産活動の機会等、また情報提供及び相談・交流の場を提供する。	障がい者福祉課

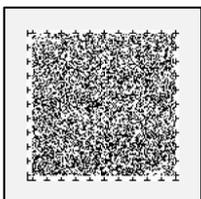


④ 自立支援協議会の促進

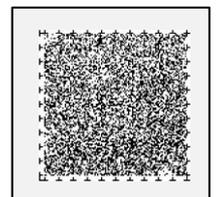
事業名	内容	担当課
関係機関や各種団体等の連携強化	各種ネットワーク会議や連絡会議等への出席のほか、必要に応じて福祉・介護・教育・医療機関や地域ボランティア等との連携を強化し、適切な助言等の支援を実施する。	障がい者福祉課
障がい者ニーズの把握	障がい者が地域で生活していく上での問題点等を把握・分析し、関係機関や関係各課と協議する。	障がい者福祉課

⑤ その他事業の充実

事業名	内容	担当課
障害児（者）生活サポート事業	障がい児・者の生活に合わせた、障がい者の一時預かり、介護人の派遣、障がい者の送迎、障がい者の外出援助など、登録された民間のサービス団体等による介護サービスを実施する。	障がい者福祉課
福祉有償運送	NPO 法人、社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等の公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に有償で行う移送サービスを実施する。	障がい者福祉課
日中一時支援事業	障がい者等に活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。	障がい者福祉課
障がい者生活支援の充実	在宅の障がい者に対し、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供を実施し、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障がい者福祉課 久喜市社会福祉協議会
	施設の開設、既存施設の増・改築などの団体事業資金について、埼玉県的制度による資金貸付を行う。	障がい者福祉課
紙おむつの給付	18歳以上の重度心身障がい者で、在宅で常時おむつを必要としている人に、月1回おむつを給付する。	障がい者福祉課
訪問入浴サービス	家庭で独力又は家族の介護での入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込んで部屋で入浴する、巡回型入浴サービスを実施する。	障がい者福祉課
寝具乾燥消毒等サービス	在宅の65歳以上の人又は18歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人で寝たきりの状態又はこれに準ずる状態の人に、寝具の乾燥消毒や水洗いを行う。	高齢者福祉課



事業名	内容	担当課
配食サービス	65歳以上の人又は身体障害者手帳 1・2・3 級又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のみで構成する世帯で、日常的に調理が困難な人にお弁当（昼食）を配達することで安否確認を行う。	高齢者福祉課
訪問理容サービス	在宅で、寝たきり又はそれに準じた状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の人又は身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている人の自宅に理容師が訪問し、調髪等を行う。	高齢者福祉課
在宅障がい者社会活動等の支援	障がい者等が公的機関や買い物等の外出をする場合など、社会生活上必要不可欠な外出を援助するため、ホームヘルパーを派遣し、付き添いを実施する。	障がい者福祉課
身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	運転免許を取得することにより、就労等が見込まれる障がい者に対し、免許取得費用の一部を補助する。	障がい者福祉課
身体障がい者自動車改造費補助事業	自動車改造をすることにより、就労等が見込まれる障がい者に対し、自動車改造費用の一部を補助する。	障がい者福祉課
徘徊高齢者・障がい者探索システム	認知症により徘徊行動のある高齢者や 18 歳以上で療育手帳の交付を受けている人の家族に、携帯端末を貸与する。	高齢者福祉課
緊急時通報システム	65 歳以上の単身者又は身体障害者手帳 1・2・3 級の交付を受けている単身の人又は家族と同居していても同様な状態になる人に、専用の通報装置を貸与する。 また、自宅において急病等緊急事態が発生した場合に、民間受信センターを経由して埼玉県東部消防組合に通報する。	高齢者福祉課
社会参加事業の充実	在宅心身障がい者に係る地域福祉の充実を図り、社会活動への自立の促進を図る。	障がい者福祉課
外出支援事業	在宅の障がい者の外出を容易にし、生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー利用券・自動車等燃料費利用券を交付する。	障がい者福祉課
特別障害者手当等支給事業	在宅の重度障がい者の精神的及び経済的負担を軽減し、所得保障の一助とするため、手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当）を支給する。	障がい者福祉課
在宅重度心身障害者手当支給事業	在宅の重度心身障がい者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、住民税が非課税で、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人に対し、手当を支給する。	障がい者福祉課



事業名	内容	担当課
特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の精神又は身体に一定の障がいのある子どもを養育している方に対して手当を支給し、精神的及び経済的負担の軽減を図る。	障がい者福祉課
難病患者見舞金支給事業	指定難病医療受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方に対し、見舞金を支給し、精神的な負担に対する感謝及び経済的負担の軽減を図る。	障がい者福祉課
埼玉県思いやり駐車場制度の充実	公共施設等に設置されている車椅子利用者用駐車場の適正利用を推進するため、申請いただいた方に利用証を交付し、利用者は車内に利用証を掲げることで、県内の協力施設の駐車場に車両を駐車することができる制度を実施する。	障がい者福祉課

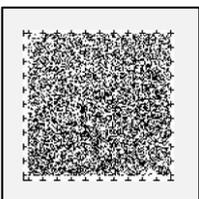
(6) 自立支援の推進

① 計画相談支援の充実

事業名	内容	担当課
計画相談支援の充実	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行う	障がい者福祉課

② サービス利用提供体制の強化

事業名	内容	担当課
サービス利用提供体制の充実	障がい者・児の自立した生活を支援するため、障がい者・児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援体制の充実とサービス提供事業者の育成・確保を行う。	障がい者福祉課
精神保健相談の充実	障がい者福祉課、地域保健課等において、精神保健に関する相談を受け、必要に応じて専門機関への紹介を行う。	障がい者福祉課 地域保健課
関係機関との連携	各関係機関が情報交換や協議を行い、精神障がい者の社会参加促進及び精神障がい者やその家族等に対する理解を深め、精神保健福祉の推進と向上を図る。	障がい者福祉課 地域保健課



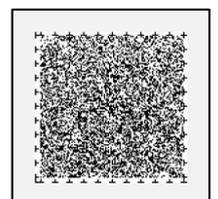
③ 精神障がい者の地域移行・定着の支援

事業名	内容	担当課
地域移行支援の促進	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科医療機関に入院している精神障がい者について、住宅の確保その他の地域に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行う。	障がい者福祉課
地域定着支援の促進	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。	障がい者福祉課
医療機関・地域活動支援センター及び保健所等との連携促進	地域における個別ケアの充実を促進するため、医療機関のソーシャルワーカー、保健所や地域活動支援センターの精神保健福祉士、障がい者福祉課や地域保健課の職員等が連携して、以下のような支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族への支援（サポート） ・在宅福祉サービスの活用 ・単身で退院する人への住宅入居等支援事業の活用促進 ・退院後の受け皿としてのグループホームの支援充実 	障がい者福祉課 地域保健課

(7) 障がい児への福祉サービスの推進

① 児童発達支援の充実

事業名	内容	担当課
児童発達支援の充実	児童発達支援等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や技能の習得、集団生活への適応訓練等を行う。	障がい者福祉課
医療型児童発達支援の充実	肢体不自由の児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等において、児童発達支援及び治療を行う。	障がい者福祉課
居宅訪問型児童発達支援の促進	障がい児の居宅を訪問し、日常生活の動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行う。	障がい者福祉課



② 放課後等デイサービス等の充実

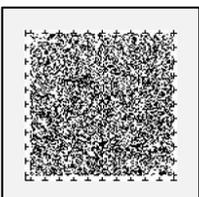
事業名	内容	担当課
放課後等デイサービスの充実	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	障がい者福祉課
放課後児童クラブの体制整備	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児受入れの体制整備を行う。	こども育成課
教育と福祉の連携の強化	小中学校に通う障がい児について、学校と障がい児通所サービス及び相談支援事業所が連携して支援等を行うため、教育と福祉の連携ガイドブックの充実を図る。	障がい者福祉課

③ 保育所等訪問支援の充実

事業名	内容	担当課
保育所等訪問支援の充実	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどに通う障がい児について、施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	障がい者福祉課

④ 障害児相談支援の充実

事業名	内容	担当課
障害児相談支援の充実	障害児通所支援を申請した障がい児について、利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行う。	障がい者福祉課



分野3 就労支援

■現状と課題

全ての人々が、その人らしく充実した社会生活を送るために、職業を通じて社会参加することは、重要な要因のひとつとなります。

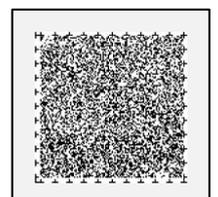
障がいのある方へのアンケート調査では、障がい者の就労のために重要なこととして「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」、「障がい者に配慮した柔軟な勤務体制」、「職場の障がい理解の促進」、「企業の障がい者雇用への理解促進」等への回答がいずれも3割を超える上位の回答となっているように、障がいのある方の就労を促進するためには、受け入れる企業の理解や協力が重要となります。一方、一般市民を対象としたアンケート調査では、障がいのある方への差別や偏見を感じている人の半数以上が、差別や偏見は「就職・仕事・職場に関すること」と回答しており、障がいのある方の就労に関する希望と現実の間には、依然として大きなギャップが存在していると言えます。

■取組みの方向

働く意欲のある障がい者一人ひとりが、希望や適性に応じた就労につながるよう、新設された福祉サービスである就労選択支援の適切な運用を支援するとともに、従来からの就労移行支援、就労定着支援等のサービスの充実と、ハローワーク等の就労関係機関との連携強化をさらに進めていきます。また、就労継続支援等の福祉的就労の場の確保と充実を図るなど、就労に関する幅広い支援を提供していきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
就労移行支援の利用者数	104 人	110 人
市職員の障がい者雇用率	3.16%	3.3%
障がい者就労支援センターの		
相談件数	3,131 件	4,000 件
実習日数	63 日	116 日
ジョブコーチ回数	530 回	590 回
就労実績件数	30 件	40 件
職場開拓件数	58 件	70 件
障がい者就労施設からの物品調達		
件数	38 件	40 件
金額	2,548,200 円	2,550,000 円



(1) 就労の促進

① 就労選択支援の促進<新規>

事業名	内容	担当課
就労選択支援の促進	就労意思のある障がい者が、就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、希望や能力、適性等に合った選択ができるよう支援する。	障がい者福祉課

② 就労移行支援の充実

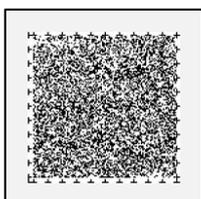
事業名	内容	担当課
就労移行支援の充実	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。	障がい者福祉課

③ 就労継続支援（A型・B型）の充実

事業名	内容	担当課
就労継続支援（A型）の充実	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。 ※A型は雇用契約を締結する。	障がい者福祉課
就労継続支援（B型）の充実	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。 ※B型は雇用契約を締結しない。	障がい者福祉課

④ 就労定着支援の促進

事業名	内容	担当課
就労定着支援の促進	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。	障がい者福祉課



⑤ 障がい者就労支援センターの充実

事業名	内容	担当課
障がい者就労支援センターの充実	障がい者の一般就労の機会を拡大し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、支援の充実を図るとともに、埼葛北障害者就業・生活支援センターとの連携を深める。	障がい者福祉課

⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携

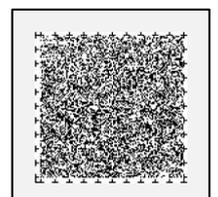
事業名	内容	担当課
公共職業安定所（ハローワーク）との連携	就労希望者と公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携強化を図る。	障がい者福祉課
市内企業における障がい者雇用の促進	公共職業安定所（ハローワーク）等の就労関係機関からの情報をもとに障がい者雇用率未達企業数を把握し、未達企業の減少のための啓発活動を実施する。	障がい者福祉課

⑦ 障がい者就労施設からの物品調達の推進

事業名	内容	担当課
障がい者就労施設等からの物品調達の推進	「久喜市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設から優先的に物品を購入する。	障がい者福祉課
障がい者就労施設等への物品販売の支援	事業所と協力し、職員販売やアンテナショップの設置等、新たな販路の確保を行う。	障がい者福祉課

⑧ その他の就労に関する支援

事業名	内容	担当課
就職支度金支給事業	就労移行等の訓練を終了し、就職や自営により自立する障がい者へ、就職支度金を支給する。	障がい者福祉課
更生訓練費支給事業	就労移行支援等を利用している障がい者へ、訓練及び通所のための経費を支給する。	障がい者福祉課
知的障がい者職親制度の促進	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を職親に預け、生活指導や技能習得訓練等を行い、就労に必要なことを身につけることにより、雇用の促進と職場の定着を図る。	障がい者福祉課



分野4 保健・医療

■現状と課題

障がいを可能な限り軽減するためには、早期に発見し早期に治療を開始すること、また、障がいのある方が持つ能力や可能性を伸ばすために、適切な療育を施すことが必要であり、それを可能とする体制の整備が重要です。

障がいのある方へのアンケート調査では、4割の人が日常生活での困りごととして「病気や障がいのこと」をあげていることから、健康づくりとその維持のため、日頃の保健活動も重要となっています。

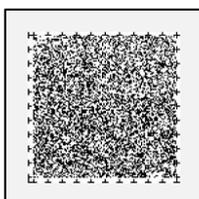
障がいの有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らし、疾病を抱えることになっても、その人らしい生活ができるよう、ライフステージに応じた保健・医療サービスを提供していくことが求められています。

■取組みの方向

生涯を通じて必要な保健・医療のサービスを提供する体制の整備・充実を図るとともに、そうしたサービスを継続的・包括的に受けることができるよう、保健活動を積極的に推進していきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
発達相談件数		
1歳6か月児健診継続相談組数	155組	160組
ことばの相談組数	282組	290組
乳幼児発達相談組数	93組	100組
自立支援協議会こども部会の開催回数	12回	12回



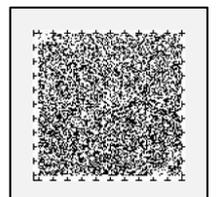
(1) 保健活動の推進

① 健康づくりの推進

事業名	内容	担当課
母子保健事業の充実	母子の健全育成を推進するため、母子保健事業の充実を図るとともに、乳幼児健康診査の結果、発達上経過観察と判定された乳幼児やその保護者に対する事後指導事業を実施する。	こども家庭保健課
成人健康診査事業の充実	特定健康診査等により、健診結果に基づき、生活習慣病（特にメタボリックシンドローム）の該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための適切な事後指導を実施する。また、後期高齢者医療健康診査等により、生活習慣病を早期発見し、疾病予防、重症化を予防する。	地域保健課 国民健康保険課
健康教育及び健康相談の充実	健康増進や生活習慣病の予防に関する情報の提供や正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援するため、健康教育や健康相談の充実を図る。	地域保健課
訪問指導の充実	健康保持・増進のため、保健師、栄養士等による訪問指導の充実を図るとともに、対象者を把握するため、関係機関との連携を図る。	地域保健課
インフルエンザ及び新型コロナウイルス予防の促進	65歳以上の方に加え、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有する方（身体障害者手帳1級相当）に対し、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの予防接種を実施する。	地域保健課

② 精神保健活動の推進

事業名	内容	担当課
心の健康づくりの推進	心の健康に関する講演会の開催や啓発用冊子の配布等により、心の健康づくりの啓発に努める。	地域保健課
精神保健相談の充実	【参照 P60 (6) ②】	障がい者福祉課 地域保健課
関係機関との連携	【参照 P60 (6) ②】	障がい者福祉課 地域保健課
地域活動支援センターⅢ型利用者への支援	保健師、栄養士等が利用者に対する健康教育、健康相談を実施する。	障がい者福祉課 地域保健課



事業名	内容	担当課
精神障がい者家族会等への支援	家族会等の活動に関する情報提供を行うとともに、家族会等に対して支援を実施する。	障がい者福祉課 地域保健課
精神障がい者の社会復帰相談支援の推進	精神障がい者の社会復帰に向け、地域移行支援、地域定着支援による個別指導を充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、地域移行・地域生活を可能とする地域の受け皿整備についても検討する。	障がい者福祉課 地域保健課
高次脳機能障がいピアカウンセリング事業の推進	高次脳機能障がい者及びその家族等の相互援助や相談・交流活動を推進する。	障がい者福祉課
啓発活動の推進	高次脳機能障がいや難病のある方について、市民の理解が深まるよう、広報くまや市ホームページなどで、周知・啓発を行う。	障がい者福祉課
地域移行支援の促進	【参照 P61 ③】	障がい者福祉課
地域定着支援の促進	【参照 P61 ③】	障がい者福祉課
医療機関・地域活動支援センター及び保健所等との連携促進	【参照 P61 ③】	障がい者福祉課 地域保健課

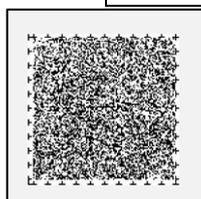
(2) 療育体制の充実

① 障がいの早期発見体制の充実

事業名	内容	担当課
妊産婦健康診査の充実	妊産婦の健康管理の向上を図るため、妊産婦健康診査の助成券を交付し、受診を促進する。	こども家庭保健課
乳幼児健康診査の充実	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を行い、異常の早期発見とともに、適切な事後指導を実施する。	こども家庭保健課
母子保健指導の充実	訪問指導が必要な未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦等を対象に、助産師、保健師が訪問し、発育・発達の確認、育児相談等を実施する。	こども家庭保健課

② 地域療育システムの充実

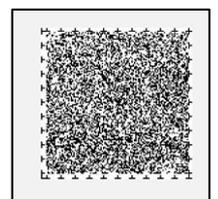
事業名	内容	担当課
発育発達相談事業の充実	乳幼児健康診査等において、経過観察が必要とされた乳幼児とその保護者に対し、相談・教室事業の利用を促し、適切な助言・指導を行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携し、適切な支援を実施する。	こども家庭保健課



事業名	内容	担当課
発達障がい児対策の充実	発達障がいについて、市民や関係機関が正しく理解し、適切な対応を行うために、啓発活動や関係職員の積極的な研修参加を行うとともに、関係機関との連携を強化する。	障がい者福祉課 子育て支援課 こども家庭保健課 保育幼稚園課 こども育成課
障がい児等療育支援事業の充実	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るために行う障がい児等療育支援事業（県事業）を促進する。	障がい者福祉課
おもちゃ図書館の充実	障がいや発達に心配のある児童に遊び場を提供し、おもちゃを使って、それぞれの児童が持っている機能の発達を促すとともに、おもちゃ図書館相談員による子育て相談により、保護者の不安等の軽減を図る。	こども家庭保健課
ことばのグループの充実	就学前児童のうち、発達に心配のある児童とその保護者に対し、言語聴覚士による助言・指導を実施する。	こども家庭保健課
ことばのグループ保護者指導の充実	発達に心配のある児童の保護者に対し、言語聴覚士による助言・指導を実施する。	こども家庭保健課
家庭児童相談室の充実	家庭児童の養育に関することや発達に関する相談を受け、必要に応じて専門機関の紹介を行うとともに、本庁舎に家庭児童相談員を配置する。	こども家庭保健課
児童館の運営の充実	障がい児の事業への参加の受け入れを推進し、障がいのある子どもない子どもと一緒に交流できる事業を実施する。	こども育成課
久喜市面接相談室の充実	市内小・中学校の教職員が学校生活や就学等に関して教育相談にあたり、継続的な相談体制の充実を図る。	指導課

③ 発達障がいのある子どもへの支援の充実

事業名	内容	担当課
療育支援体制の整備	地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉分野における関係機関ネットワークを構築し、地域内の療育支援体制を整備する。	障がい者福祉課
サポート手帳の配布	乳幼児から成人期に至るまで一貫した支援を行うため、埼玉県で作成したサポート手帳を市窓口で希望者に配布する。	障がい者福祉課



(3) 保健医療体制の充実

① 医療給付等の充実

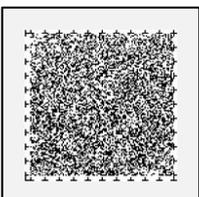
事業名	内容	担当課
重度心身障害者医療費助成制度の推進	重度障がい者等を対象に、経済的負担を軽減するため、医療機関等で保険診療を受けたとき、その医療費の一部を助成する。	障がい者福祉課
自立支援医療の推進	心身の障がい除去・軽減するための医療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を推進する。	障がい者福祉課 子育て支援課
子ども医療費の充実	医療機関等で保険診療を受けたとき、入院及び通院については、満18歳となる年度の末日までの児童・生徒に対し、その医療費の一部を助成する。	子育て支援課

② 医療体制の整備

事業名	内容	担当課
初期及び第二次救急医療体制の整備	日曜日・祝日・年末年始の午前（9時から12時）に初期救急医療を提供する。	健康医療課
	東部北地区において、第二次救急医療に関する協議及び医療機関への補助を実施する。 また、第二次救急における広域的救急医療体制の充実に図る。	
障がい者・児歯科保健・歯科診療の相談支援等	障がい者・児歯科保健・歯科診療に関する相談支援及び情報提供を行う。	障がい者福祉課

③ 福祉・保健・医療の連携促進

事業名	内容	担当課
福祉・保健・医療の連携のための環境づくり	福祉・保健・医療の連携を図りつつ、適切に役割分担をしながら、サービスを総合的かつ効果的に提供する体制整備を進める。	関係各課



分野5 教育・保育

■現状と課題

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活を送るために必要な力を養うためには、本人や保護者の意向を尊重しつつ、一人ひとりの個性や障がいの状態などに応じたきめ細かな相談支援や教育・療育が重要です。

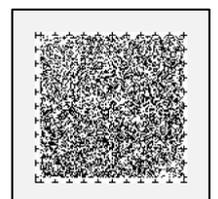
本市の特別支援学校の児童・生徒数、特別支援学級の児童・生徒数はいずれも年々増加しています。特別支援教育のさらなる充実を図り、そうした子どもたちの発達段階に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。同時に、共生社会の実現に向けて、障がいのある児童・生徒とない児童・生徒が同じ環境で学ぶインクルーシブ教育を推進することも大切ですが、障がいのある方へのアンケート調査では、障がいのある子の就学の際に、普通の小学校、中学校を選びづらい雰囲気があるとの意見も寄せられています。

■取組みの方向

障がいのある子どもを受け入れる保育の充実や学校施設の整備を進めます。また、特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援学校と通常の学校との交流促進やインクルーシブ教育体制の整備を進めていきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
「久喜市立のぞみ園」在園児・在宅の障がい児及びそれらの保護者を対象とした		
言語指導回数	12回	12回
理学療法指導回数	12回	12回
作業療法指導回数	0回	2回
心理学療法指導回数	0回	6回
保育所等巡回支援事業		
対象施設数	17施設	19施設
巡回回数	30回	38回
グループ親子登園回数	10回	10回



(1) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育の充実

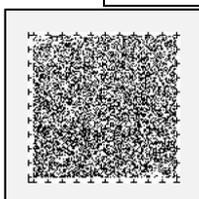
事業名	内容	担当課
個別指導の充実	特別支援学級や通常の学級に在籍する児童生徒の発達に応じた教育支援プランの作成と、それに基づいた教育活動を実施する。	指導課
通級指導教室の充実	通常の学級に在籍し、ことばやきこえに心配のある児童や、コミュニケーションや対人関係等が苦手な児童・生徒を対象に、個別の指導を行う。	指導課
交流及び共同学習の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育的ニーズに応じて、通常の学級における交流及び共同学習を実施する。 特別支援学校等の児童・生徒と居住地の学校の児童・生徒がとともに学ぶ支援学習を実施する。	指導課
支援体制の整備・充実	特別の教育的支援を必要とする児童・生徒への個別の支援を充実する。心理専門員等が学校を訪問し、特別な教育的支援を要する児童・生徒への効果的な指導・支援について助言する。 面接相談室において、市内在学児童・生徒や就学児の就学に係る相談を実施する。	指導課
特別支援学校と通常の学校との交流の促進	通常の学校とイベント等での交流を行い、ともに社会の一員として支えあう認識の醸成を図る。	関係各課

② インクルーシブ教育体制の整備・充実

事業名	内容	担当課
インクルーシブ教育体制の整備・充実	障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、的確な指導が提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備・充実を図る。	指導課

③ 学校施設の整備

事業名	内容	担当課
学校施設の整備	教育施設を建設する際には、全ての人にとって利用しやすい施設となるよう配慮し、整備を推進する。	学校施設課

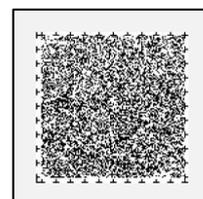


④ 障がい児保育の充実

事業名	内容	担当課
保育の充実	保育の必要性があり、集団保育が可能な心身に障がいのある児童を受け入れ、障がいのない児童とともに保育を実施する。	保育幼稚園課
親子登園の充実	「久喜市立のぞみ園」において親子登園を実施し、在宅の障がいのある児童とその保護者が「のぞみ園」の活動に参加し、遊びや子どもへの係わり方を学ぶとともに、親同士の交流を図る。	障がい者福祉課
幼稚園の受け入れ条件の整備	補助教員を加配し、障がい等のある子どもの教育の充実に図る。	保育幼稚園課 教育総務課

⑤ 障がい児の適正な就学支援・相談の充実

事業名	内容	担当課
就学支援の充実	障がい児就学支援委員会を中心に、児童・生徒の状況や発達の段階に応じて適切な就学支援を推進する。	指導課
相談体制の充実	心理専門員、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を行う。	指導課



分野6 生涯学習・スポーツ・文化活動

■現状と課題

地域社会で豊かに自立した生活を行うためには、生涯学習に取り組んだり、スポーツイベントや文化芸術に触れたり、自身でスポーツや創作活動を行うなど、地域での活動に参加することも大切な要素です。しかし、障がいのある方は、そうした機会を得て、実際に活動する際、障がいのない方にはない制約に直面しがちです。

障がいのある方へのアンケート調査では、地域活動に参加したいけれども参加できていない人が一定程度いることが伺え、また地域活動についての困りごとでは、「参加したい活動がない」、「身近なところで参加できる活動や行事がない」、「会場までの移動・交通手段が不便」等の回答が寄せられており、イベントの種類への配慮とともに、交通手段を含む参加しやすい環境の整備が重要となっています。

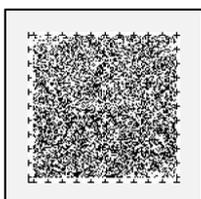
■取組みの方向

障がいのある方が、生涯学習やスポーツ・文化活動により一層参加しやすくなるよう、さまざまな分野の活動団体と連携して支援を行うとともに、市も主体となって参加の機会を提供していきます。

また、競技スポーツ団体及び指導者やボランティアの育成、パラスポーツ大会の開催等の支援を行い、パラスポーツの振興を図ります。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
障がい者パソコン講座開催回数	2回	2回
障がい者団体の作品展示回数	2回	2回
フレンドシップ学級回数	0回	12回



(1) 生涯学習・スポーツ・文化活動の振興

① 生涯学習の振興

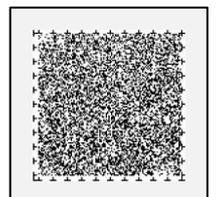
事業名	内容	担当課
生涯学習推進大会の実施	久喜市生涯学習推進大会「まなびすと久喜」の実施にあたり、手話通訳者を配置するなどし、聴覚障がい者も参加しやすい大会を実施する。	生涯学習課
「まなびすと久喜」を活用したインクルーシブ教育の推進	特別支援学校と放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）との共同発表を促進し、インクルーシブ教育の推進及びサポーターなどの育成を図る。	生涯学習課
在宅障がい者社会活動等支援	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、情報の収集及びコミュニケーションを図る上で有力な手段であるパソコンを利用し、インターネット等を体験する機会を提供する。	障がい者福祉課

② スポーツ・レクリエーションの振興

事業名	内容	担当課
パラスポーツの促進	障がいの有無に関わらず誰でも参加できるスポーツイベント等を開催するなど、パラスポーツ活動の拡大に努めるとともに、相互理解を深め支えあう地域づくりにつなげる。	スポーツ振興課
パラスポーツの支援	パラスポーツ競技活動を支援するため、活動場所の提供や広報紙の掲載、指導者及びボランティアの育成に努める。	スポーツ振興課
競技スポーツ団体の育成・支援	久喜市スポーツ協会加盟団体や障がい者団体等における取組実態を把握するとともに、広報などでの紹介を通じ、パラスポーツ団体や指導者、ボランティアの育成・支援に努める。	スポーツ振興課
フレンドシップ学級の実施	就労している知的障がい者の余暇活動を支援するとともに、相互の交流を深め、自主的な社会参加の促進を図る。	障がい者福祉課

③ 芸術文化活動の振興

事業名	内容	担当課
芸術活動の振興	久喜市障害者団体連絡会の構成団体等により、市内障がい者団体や施設で制作された作品を公共施設等に展示することで、ノーマライゼーションの普及を推進する。	障がい者福祉課



分野7 生活環境

■現状と課題

地域の生活環境の中に存在する物理的バリアは、市民が地域社会において心地よく生活していくうえでの妨げとなりますが、とりわけ障がいのある方にとってのバリアは、障がいのない方以上に幅広く、より深刻な問題となっています。

障がいのある方へのアンケート調査では、5割を超える方が週に3日以上外出していますが、外出に関しての困りごととして、「トイレの利用」、「道路や通路の段差」、「交通機関の乗降」、「駅や施設等の表示やアナウンス」、「エレベータの設置や、階段に手すりがない駅や施設」等、さまざまな回答がなされています。障がいのある方のみならず、全ての市民が暮らしやすいまちづくりのために、今後も継続してバリアフリー化を進めることが重要となっています。

■取組みの方向

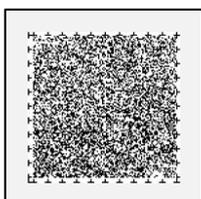
全ての市民に快適な生活環境を整えるために、バリアフリー化の実態を調査し、結果を公共施設のバリアフリー化の推進、並びに民間施設のバリアフリー化の促進に活かしていきます。

また、障がいのある方の外出時の困りごとの解消につながる交通バリアフリーや都市公園への障がい者用トイレの設置を進めます。

さらに、安心の生活を地域で支える助け合いの仕組みを継続して推進していきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化のための補助金交付件数	4件	4件
市内の音声誘導装置設置箇所数	27箇所	28箇所
重度身体障害者居宅改善整備補助金交付件数	1件	1件



(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

① 公共施設のバリアフリー化の推進

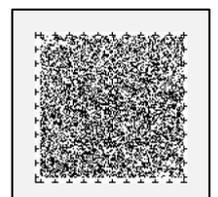
事業名	内容	担当課
障がいに配慮した公共施設の普及促進	公共施設を新たに整備する際は、誰もが使いやすいようなユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある人や高齢者等、全ての人にとって利用しやすい施設づくりを促進する。また、既存施設を改修する場合もバリアフリー化を推進する。	関係各課
公園の整備	都市公園に障がい者用トイレの設置を進めるとともに、階段等のある箇所にスロープを設置し、段差を解消するなどのバリアフリー化を推進する。 障がいのある子もない子と一緒に遊べるインクルーシブ遊具の整備を推進する。	公園緑地課

② 民間施設のバリアフリー化の推進

事業名	内容	担当課
民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進	民間の施設において、施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設を設置する場合には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設置を促進する。	関係各課
民間施設バリアフリー化支援事業	集会所及び民間施設のバリアフリー化を促進する。	障がい者福祉課

③ バリアフリー化の実態調査の実施

事業名	内容	担当課
バリアフリー化の実態調査の実施	市におけるバリアフリー化の状況把握のため、関係団体等による公共施設や避難場所、民間施設等の定期的な実態調査を促進する。	関係各課



④ 交通バリアフリー化の推進

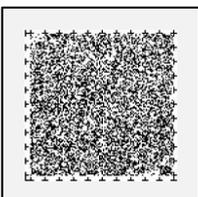
事業名	内容	担当課
ノンステップバス導入促進	高齢者、身体障がい者等の路線バス利用の利便性を向上し、市民の路線バスの利用を促進するため、超低床ノンステップバスの導入促進事業を行う路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、市内を走行する路線バスのバリアフリー化を促進する。	交通住宅課
道路新設改良・維持管理事業の推進	道路の新設改良・維持管理にあたっては、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進する。	道路建設課 道路維持課
障がいに対応した交通安全施設の整備の推進	音響式信号機、エスコートゾーンについて、必要な箇所への設置を警察に要望する。	障がい者福祉課 交通住宅課
駅前広場の整備	市内各駅前広場において、バリアフリー化施設の整備を推進するとともに、市が管理するエレベーター・エスカレーターの保守・点検、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理など、適正な管理を実施する。	障がい者福祉課 都市整備課
交通バリアフリーに関する障がい者のニーズの把握	障がい者の交通機関、関連施設等の改善点についてのニーズを把握し、関係各課や関係機関に対し、交通バリアフリーに関する要請等を実施する。	障がい者福祉課

⑤ カラーユニバーサルデザイン化の推進

事業名	内容	担当課
カラーユニバーサルデザイン化の推進	市ホームページや広報くき、教育現場での黒板利用等に関し、色覚障がいのある人に配慮した、誰でも識別しやすい配色、採光の工夫等を実施する。	関係各課

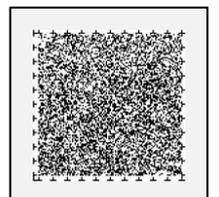
⑥ 住宅のバリアフリー化の推進

事業名	内容	担当課
重度身体障害者居宅改善整備補助事業の実施	重度身体障がい者の日常生活の環境改善・介護者の負担軽減及び自立更生を促進するため、居室・浴室・手洗い等を障がいに応じて使いやすくする整備費の一部を補助する。	障がい者福祉課



⑦ 住民助け合いシステムの推進

事業名	内容	担当課
くき元気サービス事業の実施	元気な高齢者等が支援を必要とする高齢者や障がい者等を地域で支え、その対価をポイント化し、地元商店街で使用できる制度を活用し、商店街の活性化、担い手の介護予防や健康維持、制度の谷間にある利用者の住み慣れた地域での生活等を支援する。	久喜市社会福祉協議会
ふれあい電話サービス事業の実施	希望する在宅の高齢者及び介護者を対象に、ふれあい電話ボランティア講座を修了したボランティアが電話をかけ交流を図る。相談がある場合は、専門職と連携して対応する。	久喜市社会福祉協議会
ふれあい収集事業の実施	65歳以上の一人暮らしの世帯や、障がいのある方のみで構成された世帯を対象に、戸別にごみの収集に伺う。	資源循環推進課



分野8 安全・安心なまちづくり

■現状と課題

温暖化が原因とされる巨大台風やゲリラ豪雨、異常高温等、自然環境の変化が人々の生活に大きな被害や影響を及ぼすようになっていきます。災害は誰にとっても深刻な問題ですが、障がいのある方をはじめとした災害弱者といわれる人たちは、避難時から避難所での生活に至るまで、より厳しい状況に置かれがちな現実があります。

障がいのある方へのアンケート調査では、災害の発生時に一人で避難できない人が全体で4割近く、災害時に感じる不安については、「避難中に薬や医療的ケアが確保できるか」、「避難中の食事・トイレなどの確保」の回答が4割を超えて高くなっていますが、障がいの種類によって回答は大きく異なり、障がい特性を踏まえた対応が重要となっています。団体ヒアリング調査で大きな成果があったと回答された「避難所体験会」など、防災訓練からさらに一歩進んだ備えについても、検討していく必要があります。

また、判断能力に不安のある障がいのある方や高齢者等を詐欺被害から守るための支援も重要な課題となっています。

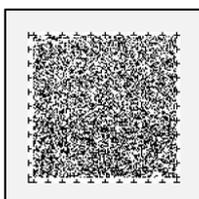
■取組みの方向

災害時要援護者名簿の整備充実を継続するとともに、障がい特性に配慮した個別避難計画の作成を進めます。

また、福祉避難所の充実、障がいのある方への消費生活相談の充実なども進めていきます。

■進捗状況を把握するための評価項目

評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
福祉避難所の指定箇所数	31 箇所	31 箇所
要援護者見守り支援事業登録者における個別避難計画作成割合	準備中	100%



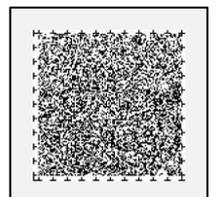
(1) 防災対策の強化

① 情報伝達体制・訓練強化

事業名	内容	担当課
火災予防施策の充実	福祉施設への防火管理教育の徹底を図る。 また、各該当施設で年2回以上消防訓練を実施する。	埼玉東部消防組合
住宅用火災警報器取付支援の推進	65歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯及び自ら住宅用火災報知器を設置することが困難である世帯に取付を支援する。 また、申請があった世帯に、消防職員が住宅用火災警報器の取付を支援する。 ※住宅用火災警報器本体は申請世帯で準備	埼玉東部消防組合
メール119・NET119・ファックス119通報受診業務	聴覚に障がいのある方に、火災や救急などの緊急事態が発生した場合、携帯電話（スマートフォンなど）を使用したNET119による緊急通報体制及び受信体制の充実を図る。	埼玉東部消防組合

② 災害時要援護者の避難行動支援

事業名	内容	担当課
自主防災組織の組織化の促進と活動の充実	災害発生時における要援護者の避難行動を支援する 自主防災組織の活動を支援する。	危機管理課
障がい者意思表示支援用具給付の推進	地震などの災害発生時に、聴覚に障がいのある方々の援助を必要とする意思表示の支援に役立つよう、「障がい者意思表示支援用具（バンドナ）」を聴覚に障がいのある方や、手話のできる方に配布する。 また、地震などの災害発生時に、視覚に障がいのある方々の援助を必要とする意思表示の支援に役立つよう、「障がい者意思表示支援用具（ビブス）」を視覚に障がいのある方に配布する。	障がい者福祉課
障がい者のための防災マニュアルの充実	災害に備えた事前の準備と、実際に災害が起こった場合に障がい者本人とその支援者がとるべき行動についてまとめた防災マニュアルの充実を図る。	障がい者福祉課



③ 福祉避難所の整備

事業名	内容	担当課
福祉避難所の整備	各施設管理者と協議し、市内の公共施設や民間福祉施設を災害時の福祉避難所として指定し、災害時に施設関係者や関係機関・関係団体と連携して、避難生活を支援する。また福祉避難所用の備蓄品目等について検討し、充実させていく。	社会福祉課

④ 災害時要援護者名簿の充実

事業名	内容	担当課
災害時要援護者名簿の充実	既存の「災害時要援護者名簿（要援護者見守り支援登録台帳）」と併せて「避難行動要支援者名簿」の作成及び整備を行い、その活用を図る。	社会福祉課
個別避難計画の策定	「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿（要援護者見守り支援登録台帳）」に基づいた個別避難計画の作成を推進する。	社会福祉課

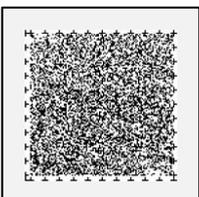
(2) 防犯対策の強化

① 被害防止・救済の促進

事業名	内容	担当課
消費者救済	障がい者の消費生活相談（トラブルや被害等）の充実を図る。	市民生活課
消費生活講座の実施	消費生活に関する啓発講座を開催する。	市民生活課

② 成年後見制度の利用支援

この項目に関する事業は 51 ページの「1 権利擁護・障がい理解 (2)権利擁護の推進 ④成年後見制度の利用支援」に記載されています。



分野9 情報バリアフリー

■現状と課題

障がいのある方が、必要な情報の入手や利用、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。ますます進展する社会の高度情報化の流れに乗り、障がいのある方もその利便性を等しく享受・活用できるよう環境を整備することが大切になっています。

障がいのある方へのアンケート調査では、福祉情報の入手先として「広報紙・パンフレット」が5割を超え、「インターネット」、「市のホームページや市公式SNS」などは1割台に留まっていますが、「情報の入手先や入手方法がわからない」と回答した人が25.6%おり、その中には、IT機器の操作に困難を抱えた方がいることも考えられます。

本市では、これまでも障がいのある方の意思疎通の支援や障がい特性に応じた情報提供を行ってきましたが、情報入手のための支援についてもその重要性は高まっています。

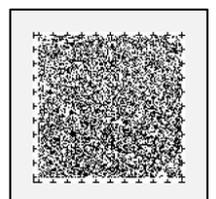
■取組みの方向

障がいのある方が、障がいのない方と等しく情報を入手できるよう、手話通訳や録音資料の充実、市のホームページや公式SNSの活用等による情報提供の充実を図るとともに、障がいのある方が主体的に情報入手できるよう、情報入手スキルの向上を支援します。

また、久喜市手話言語条例に基づき、市民の手話への理解の促進に努めます。

■進捗状況を把握するための評価項目

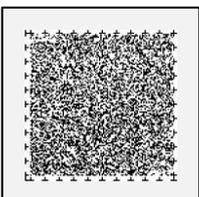
評価項目	現状値 (R4 (2022))	目標値 (R10 (2028))
手話教室・手話講習会の開催回数	2回	3回
手話通訳者派遣件数	349件	450件



(1) 情報取得環境の整備

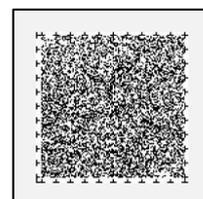
① コミュニケーション支援の充実

事業名	内容	担当課
情報取得スキル向上事業	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、情報の収集及びコミュニケーションを図る上で有力な手段であるパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット等を体験する機会を提供する。	障がい者福祉課
遠隔手話通訳サービスの実施	手話を必要とする人と市職員の間で、手話によるコミュニケーションを行う際に、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者と画面越しに手話通訳を実施する。	障がい者福祉課
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者の派遣を実施する。	障がい者福祉課
要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある方や音声言語機能に障がいのある方等に、要約筆記などの方法で支援するため、要約筆記者等の派遣を実施する。	障がい者福祉課
社会活動への参加促進	市の主催する会議、イベント等の諸行事に手話通訳者を配置する。	関係各課
市立図書館障がい者サービスの充実	視覚に障がいのある人への録音資料、点字図書等の貸出のほか、身体等に障がいのある人で、図書館に来館することが困難な人、通常の印刷物での読書が困難な人などに対し、図書の郵送貸出等の障がい者サービスを実施する。 また、録音資料などの製作に協力していただく音訳ボランティアの音訳技術の向上を図る講習会などを開催する。 さらに、サピエ図書館の加入により、市立図書館が所蔵する資料だけでなく、全国のサピエ会員施設の取り扱っている録音資料や点字図書の提供を実施する。	生涯学習課



② 意思疎通支援者の育成

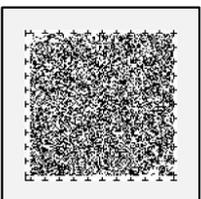
事業名	内容	担当課
手話への理解及び普及	久喜市手話言語条例に基づき、手話への理解及び普及、手話を使いやすくする環境整備、手話による情報取得の機会の拡大等の事業を実施する。	障がい者福祉課
手話通訳者養成講座	手話を必要とする人との意思疎通を担う手話通訳者を確保するため、手話通訳者養成講座を実施する。	障がい者福祉課
読み書き情報支援員養成講習会	視覚障がい者や、見る（読む）ことによる情報を得にくい方に対し、代読・代筆の支援を行う読み書き情報支援員の養成を行う。	障がい者福祉課



第3部

第7期久喜市障がい福祉計画・

第3期久喜市障がい児福祉計画



第1章 計画の基本的な考え方

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

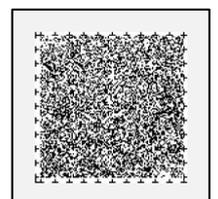
(3) 入所等から地域生活への移行促進、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を安心して継続するため、必要な相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ等の体制を有する地域生活支援拠点の整備・強化に努めるとともに、発達障がい及び高次脳機能障がいを含む障がいのある方に対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

就労支援については、従来からのサービスに加えて、より適切な就労につなげるための新たなサービスも開始していきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

障がいのある方・ない方、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むため、地域福祉計画等との連携を図りつつ、包括的な支援体制の推進に取り組めます。



(5) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着とともに質の向上を図ります。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の文化芸術活動、視覚障がい者等の読書環境の整備等、多様なニーズを踏まえて支援を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を推進します。

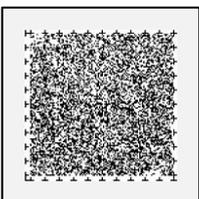
(7) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するために、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

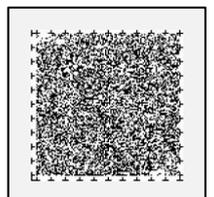
さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、包括的な支援体制を構築します。



2 障害者総合支援法等によるサービスと給付の種類等

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像を以下に示します。



第2章 施策の展開

1 成果目標・活動指標

(1) 前期計画の評価

「第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画」で設定した成果目標・活動指標についての実績値は次のとおりでした。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までの地域生活への移行者数	目標値	8人以上
	実績値	12人
令和5年度末の施設入所者数(※)	目標値	一人
	実績値	124人

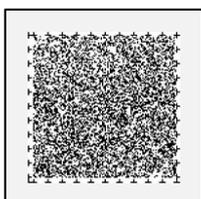
令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

※埼玉県では福祉施設への入所待機者が年々増加している状況にあり、施設入所者の削減数の数値目標は設定していないことから、本市でも目標設定はしていません。

② 障がいのある方に対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議	目標値	実施
	実績値	実施

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	3回	6回	4回
協議の場への関係者の参加者数	目標値	10人	10人	10人
	実績値	10人	10人	20人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人



精神障がい者の地域定着支援の利用者数	目標値	5人	5人	5人
	実績値	3人	5人	3人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	目標値	40人	45人	50人
	実績値	63人	63人	63人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

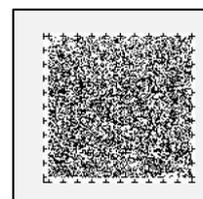
令和5年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保	目標値	1箇所
	実績値	1箇所
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	目標値	年1回
	実績値	年1回

④ 福祉施設から一般就労への移行等※

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた、令和5年度の一般就労への移行者数	目標値	22人以上
	実績値	29人
就労移行支援事業の令和5年度の一般就労への移行者数	目標値	15人以上
	実績値	19人
就労継続支援 A 型事業の令和5年度の一般就労への移行者数	目標値	7人以上
	実績値	5人
就労継続支援 B 型事業の令和5年度の一般就労への移行者数	目標値	1人以上
	実績値	2人
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合が7割以上	目標値	16人
	実績値	3人
令和5年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	目標値	1箇所
	実績値	2箇所

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

※市内事業所から一般就労への移行者数



⑤ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを1箇所以上設置	目標値	1箇所以上
	実績値	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	目標値	維持
	実績値	維持

⑥ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上設置	目標値	1箇所以上
	実績値	1箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置	目標値	1箇所以上
	実績値	1箇所

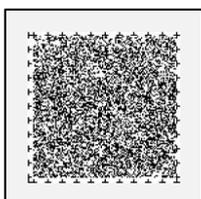
⑦ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議	目標値	実施
	実績値	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	目標値	継続
	実績値	実施（継続）

⑧ 発達障がい者等に対する支援

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	目標値	55人	60人	65人
	実績値	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	目標値	10人	10人	10人
	実績値	7人	9人	4人
ピアサポートの活動への参加人数	目標値	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑨ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	目標値	確保
	実績値	確保

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期的な巡回訪問による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	目標値	有	有	有
	実績値	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標値	200件	205件	210件
	実績値	160件	298件	338件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標値	21件	21件	21件
	実績値	19件	26件	40件
地域の相談基幹との連携強化の取組の実施回数	目標値	100回	100回	100回
	実績値	49回	62回	154回

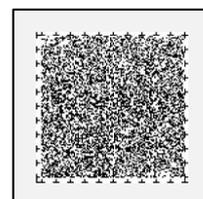
令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	目標値	構築
	実績値	構築済

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	目標値	4人	4人	4人
	実績値	4人	13人	14人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係者と共有する実施回数	目標値	10回	10回	10回
	実績値	12回	12回	12回

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



(2) 成果目標・活動指標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

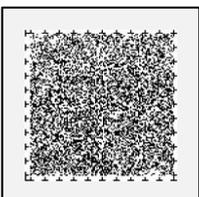
国の基本指針	(i) 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。 (ii) 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。
県の考え方	(i) 国基本指針のとおり (ii) 埼玉県では、福祉施設への入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況にあり、地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとして削減数の数値目標は設定しない。
市の考え方	(i) については、国の基本指針に基づき設定します。 (ii) については、県の考え方に倣い、設定しないこととします。

(i) 福祉施設入所者の地域生活へ移行

令和4年度末時点の施設入所者数	127人
【成果目標】 令和8年度末までの地域生活への移行者数	8人以上 (上記の約6%以上)

(ii) 福祉施設入所者数の削減

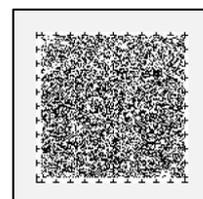
令和4年度末時点の施設入所者数	127人
【成果目標】 令和8年度末の施設入所者数	—



② 障がいのある方に対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定する。
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	上記目標値は埼玉県が設定するとされていることから、本市では、活動指標を以下の通り設定します。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	5人	5人	5人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	65人	65人	65人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新設】	10人	10人	10人



③ 地域生活支援の充実

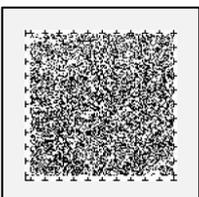
国の基本指針	<p>(i) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。</p> <p>(ii) 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	国の基本指針に基づき、設定します。

(i) 地域生活支援拠点等の整備

<p>【成果目標】 令和8年度末までの間の年1回以上の運用状況の検証・検討の実施</p>	年1回
--	-----

(ii) 強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備

<p>【成果目標】 令和8年度末までの強度行動障がい者の支援体制の整備【新規】</p>	整備に向けて検討
---	----------



④ 福祉施設から一般就労への移行等

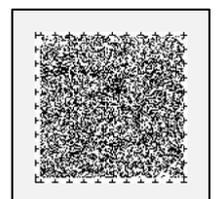
国の基本指針	<p>(i) 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>(ii) 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>(iii) 就労移行支援事業所のうち、令和8年度中の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>(iv) 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。</p> <p>(v) 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>(vi) 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>(vii) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	国の基本指針に基づき、設定します。

(i) 就労移行支援等を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じ一般就労に移行した実績人数	15人
【成果目標】 令和8年度における、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じ一般就労に移行した人数	20人以上 (上記の1.28倍以上)

(ii) 就労移行支援を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労移行支援事業を通じ一般就労に移行した実績人数	8人
【成果目標】 令和8年度における、就労移行支援事業を通じ一般就労に移行した人数	11人以上 (上記の1.31倍以上)



(iii) 就労移行支援事業利用者の5割以上が一般就労へ移行した事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業修了者の5割以上が一般就労に移行した事業所の全体に占める割合	5割 (5割以上)
---	--------------

(iv) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労継続支援A型事業を通じ一般就労に移行した実績人数	7人
【成果目標】 令和8年度における、就労継続支援A型事業を通じ一般就労に移行した人数	10人以上 (上記の概ね1.29倍以上)

(v) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行

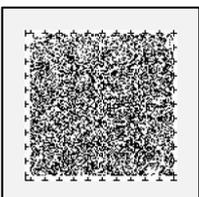
令和3年度における、就労継続支援B型事業を通じ一般就労に移行した実績人数	0人
【成果目標】 令和8年度における、就労継続支援B型事業を通じ一般就労に移行した人数	2人以上 (上記の概ね1.28倍以上)

(vi) 就労定着支援事業の利用

令和3年度における、就労定着支援事業の利用者数	17人
【成果目標】 令和8年度における、就労定着支援事業の利用者数	24人以上 (上記の1.41倍以上)

(vii) 就労定着率が7割以上の事業所の割合

【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所の全体に占める割合	5割 (2割5分以上)
---	----------------



⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

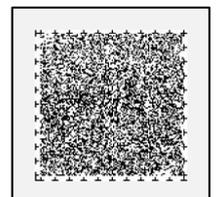
国の基本指針	<p>(i) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>(ii) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p> <p>(iii) 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	国の基本指針に基づき、設定します。

(i) 児童発達支援センターの設置

<p>【成果目標】 令和8年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置</p>	鷺宮地区に1箇所設置済
<p>【成果目標】 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築</p>	子ども部会において構築済

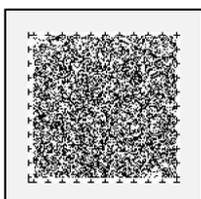
(ii) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>【成果目標】 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保</p>	鷺宮地区に1箇所確保済
<p>【成果目標】 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保</p>	鷺宮地区に1箇所確保済



(iii) 医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施とコーディネーターの配置

<p>【成果目標】 令和8年度末までに、医療的ケア児の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等に関する機関等が連携を図るための協議の実施</p>	<p>子ども部会において実施済</p>
<p>【成果目標】 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>	<p>久喜市障がい者生活支援センターに配置済</p>

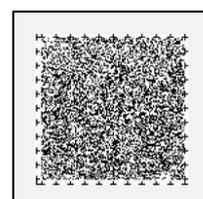


⑥ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援の、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	国の基本指針に基づき、設定します。

【成果目標】 令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済
【成果目標】 協議会における事例検討の実施	実施中

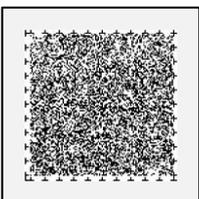
活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	300件	300件	300件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	120回	120回	120回
個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組実施の有無	有	有	有



⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
県の考え方	国基本指針のとおり
市の考え方	国の基本指針に基づき、設定します。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への市職員の参加人数	14人	14人	14人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	12回	12回	12回
県が実施する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築と共有の回数	12回	12回	12回



2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間（時間／月）	1,634	1,492	1,369	1,480	1,550	1,620
利用者数（人／月）	153	155	141	148	155	162

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

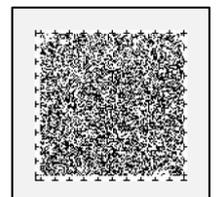
② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間（時間／月）	1,666	1,642	1,850	2,268	2,520	2,772
利用者数（人／月）	13	12	16	18	20	22

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際に、移動に必要な援護や代筆・代読を含む情報の提供、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間（時間／月）	299	344	359	416	455	494
利用者数（人／月）	23	25	29	32	35	38

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

④ 行動援護

自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行います（危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応等を含む）。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間（時間／月）	1,681	1,665	1,981	1,770	1,935	2,100
利用者数（人／月）	125	129	107	118	129	140

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

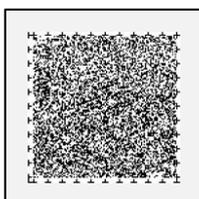
⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います（家事援助や入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の援助等を含む）。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間（時間／月）	0	0	0	1	1	1
利用者数（人／月）	0	0	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動等の機会を提供します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	6,786	6,790	6,919	7,788	7,876	7,964
利用者数 (人/月)	342	345	350	354	358	362
うち重度障がい者				132	133	134

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

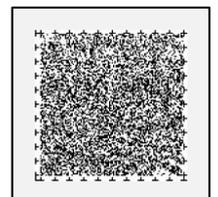
② 自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法などのリハビリテーションや、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	34	10	0	22	22	22
利用者数 (人/月)	2	1	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



③ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある方が、地域での生活に困らないよう、自分で身の回りのことをする訓練を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	120	223	302	484	594	704
利用者数 (人/月)	8	13	17	22	27	32

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

④ 就労選択支援【新規】

障がい者本人が就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（※）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

※就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理します。

■第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/月)				—	—	—

※新規サービスにつき、利用者の見込みが立たないため、—とします。

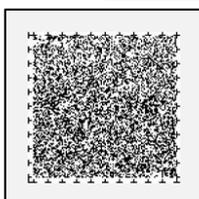
⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	926	1,008	862	1,166	1,276	1,386
利用者数 (人/月)	51	57	48	53	58	63

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑥ 就労継続支援（A型）

雇用契約等に基づき、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	1,290	1,234	1,261	1,474	1,474	1,474
利用者数 (人/月)	67	65	64	67	67	67

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

⑦ 就労継続支援（B型）

生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	3,219	3,571	3,931	5,478	5,918	6,358
利用者数 (人/月)	190	211	229	249	269	289

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

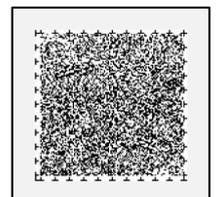
⑧ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/月)	17	11	13	16	20	24

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	16	15	15	16	16	16

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

⑩ 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等に入所できます。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数（人日／月）	241	260	325	372	420	468
利用者数（人／月）	20	23	27	31	35	39
うち重度障がい者				13	14	15

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

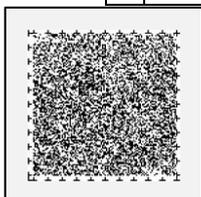
⑪ 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、病院・診療所・介護老人保健施設等に入所できます。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数（人日／月）	16	14	38	48	60	72
利用者数（人／月）	4	4	9	12	15	18
うち重度障がい者				1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	0	0	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の相談や自立支援等を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数（人／月）	156	172	190	207	224	241
うち重度障がい者				17	18	19

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

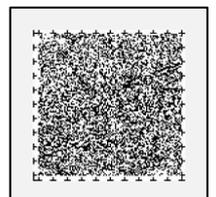
③ 施設入所支援

障がい者支援施設等で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	128	127	124	128	128	128

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成及び支援決定後のサービス等利用計画の見直しを行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	169	165	161	165	169	173

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

② 地域移行支援

住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	0	0	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

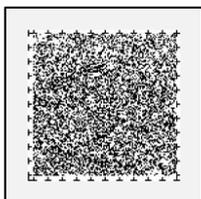
③ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	3	3	2	3	3	3

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



3 障がい児への福祉サービスの見込量

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	1,518	1,773	2,035	2,104	2,288	2,472
利用児童数(人/月)	196	242	240	263	286	309

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

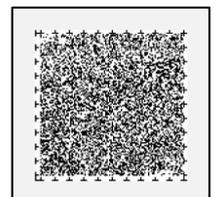
② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び医療の提供を行います。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	7	7	7
利用児童数(人/月)	0	0	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



③ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に通う障がいのある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	3,903	4,496	4,975	5,540	6,090	6,640
利用児童数(人/月)	389	453	499	554	609	664

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

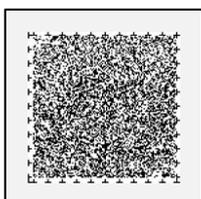
④ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が通う保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ（学童保育）等を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	15	12	8	8	8	8
利用児童数(人/月)	8	10	7	8	8	8

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	5	5	5
利用児童数(人/月)	0	0	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画相談後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数(人/月)	97	109	130	147	164	181

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

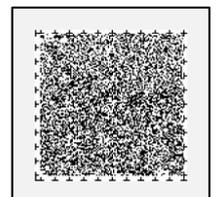
⑦ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

■第2期の実績値及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
配置人数(人)	1	2	1	1	2	2

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



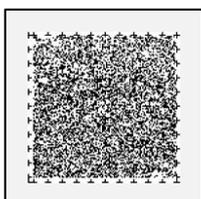
4 発達障がい者等に対する支援の見込量

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい児者及びその家族等に対する支援体制を確保します。

■第2期の実績値【参照 P90 ⑧】及び第3期の見込量

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支援プログラム等の受講者数(人)	0	0	0	5	5	5
ペアレントメンターの人数(人)	7	9	4	5	7	9
ピアサポート活動への参加人数(人)	0	0	0	5	5	5

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



5 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

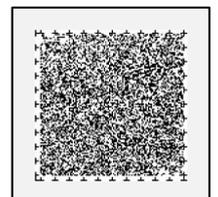
② 自発的活動支援事業

障がい者や障がいに対する市民の理解を深めるための研修や啓発事業として、自立支援協議会、当事者や支援団体等とのネットワークにより、市民にわかりやすい講演会等を実施します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



③ 相談支援事業

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、指定事業者等との連携・調整等を総合的に行います。

障がい者相談支援事業は、障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

基幹相談支援センターは、総合的な相談（地域の相談支援事業所からの支援方法や困難事案への対応方法、障がい者の地域生活における支援方法など）に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

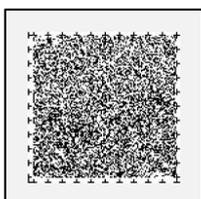
相談支援機能強化事業は、相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置する事業です。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言等を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

		第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	基幹相談支援センター	整備	整備	整備	整備	整備	整備
	相談支援機能強化事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいのある方について、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立て後の成年後見人等への報酬の助成を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人／月）	9	12	6	9	10	11

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

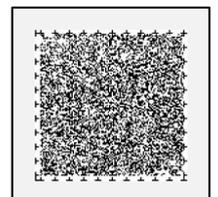
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、タブレットによる遠隔手話サービスを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者派遣事業は、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣します。

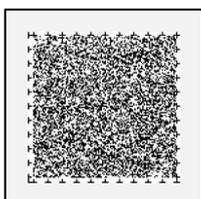
要約筆記者派遣事業は、聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する要約筆記者を派遣します。

タブレットによる遠隔手話サービスは、手話を必要とする人と市職員との間で、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳を行います。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

		第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 実利用件数 (件/年)	339	349	400	420	430	440
	要約筆記者派遣事業 実利用件数 (件/年)	2	0	0	3	3	3
	遠隔手話サービス 実利用件数 (件/年)	29	45	60	70	80	90

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用件数 (件/年)	3,909	4,180	4,800	5,136	5,521	5,962

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

久喜市社会福祉協議会へ委託して、厚生労働省が定める入門課程と基礎課程のカリキュラムに基づいた講座を開講し、手話奉仕員を養成します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入門編修了者数 (人/年)	19	13	19	20	20	20
基礎編修了者数 (人/年)	15	13	6	20	20	20

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

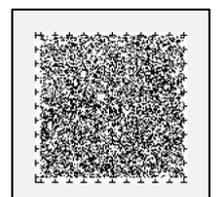
⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会生活を支援します。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用人数 (人/年)	51	52	45	50	50	50
延べ利用時間数 (時間/年)	1,806.5	1,917	1,900	1,950	1,950	1,950

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



⑩ 地域活動支援センター事業

創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。サービスの類型（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業等も行います。

Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。

Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。

Ⅲ型は、地域の障がい者に対し、通所による創作活動又は生産活動の支援を実施しています。

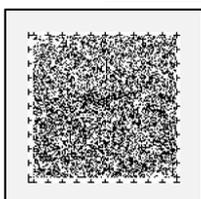
■第6期の実績値

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
Ⅰ型	箇所数	1	0	1	0	1	0
	実利用人数（人／月）	27	0	21	0	20	0
Ⅱ型	箇所数	1	0	1	0	1	0
	実利用人数（人／月）	36	0	35	0	31	0
Ⅲ型	箇所数	1	2	1	2	1	3
	実利用人数（人／月）	21	4	15	2	6	5

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

■第7期の見込量

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
Ⅰ型	箇所数	1	0	1	0	1	0
	実利用人数（人／月）	22	0	22	0	22	0
Ⅱ型	箇所数	1	0	1	0	1	0
	実利用人数（人／月）	31	0	31	0	31	0
Ⅲ型	箇所数	1	3	1	3	1	3
	実利用人数（人／月）	10	5	10	5	10	5



(2) 任意事業

訪問入浴サービス事業は、入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込む巡回型の入浴サービスを提供します。

保育所等巡回支援事業は、発達障がいの知識を持つ専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や発達障がい児等の保護者に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言・指導を行います。

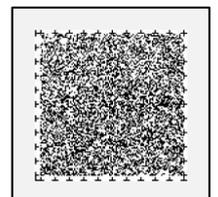
日中一時支援事業は、日中において障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の必要な支援を行います。

パソコン等講習会事業は、重度上肢機能障がい者、重度視覚障がい者を対象にパソコン等講習会を開催し、情報収集・伝達の手段を広げます。

■第6期の実績値及び第7期の見込量

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業利用者数(人/年)	12	10	9	9	9	9
保育所等巡回支援事業巡回回数(回/年)	15	30	36	36	36	36
日中一時支援事業利用者数(人/年)	15	17	12	12	12	12
パソコン等講習会事業参加者数(人/年)	1	1	0	1	1	1

令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。



6 障がい児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制の確保

教育・保育施設等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

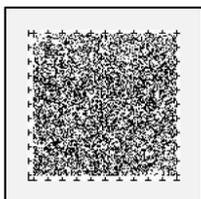
■第6期の実績値

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）
保育所	46	46	47	47	54	54
認定こども園	3	3	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	36	36	49	49	63	63
幼稚園	23	23	40	40	49	49
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0

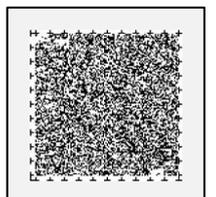
令和5年度実績値は、令和5年9月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。

■第7期の見込量

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）	利用希望 人数（人）	受入可能 人数（人）
保育所	58	58	62	62	66	66
認定こども園	3	3	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	77	77	91	91	105	105
幼稚園	49	49	49	49	49	49
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0

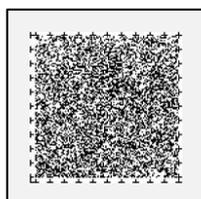


資料編



1 計画策定の経過

年月日	会議名等	審議内容
令和4年10月27日 ～11月18日	アンケート調査	障がい者調査、市民調査
令和5年7月7日	令和5年度 第1回久喜市障がい者施策推進協議会	(1)第2次久喜市障がい者計画の進捗状況について (2)第6期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について (3)第2期久喜市障がい児福祉計画の進捗状況について
令和5年7月12日～ 8月4日	団体ヒアリング調査	17団体にヒアリングシートを送付。うち10団体より回答あり。
令和5年9月21日	令和5年度 第2回久喜市障がい者施策推進協議会	第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画（骨子案）
令和5年11月9日	令和5年度 第3回久喜市障がい者施策推進協議会	第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画（素案）
令和5年11月17日 ～24日	障がい者計画策定庁内会議（書面会議）	第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画（素案）について
令和5年12月1日～ 令和6年1月4日	市民意見提出制度による意見募集（パブリック・コメント）	意見提出者：5名（19件）
令和6年2月1日 ～2月9日	障がい者計画策定庁内会議（書面会議）	第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画（素案）について
令和6年2月22日	令和5年度第4回久喜市障がい者施策推進協議会	(1)第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集の実施結果について (2)第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画について



2 久喜市障がい者施策推進協議会条例

平成22年3月23日

条例第135号

改正 平成24年10月1日条例第34号

(設置)

第1条 本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、久喜市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者の福祉の向上を目的とする団体に属する者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

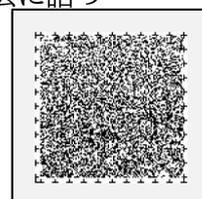
3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



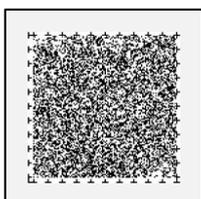
資料編

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日条例第 34 号)

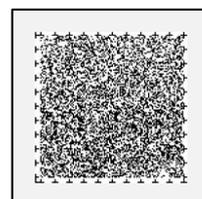
この条例は、公布の日から施行する。



3 久喜市障がい者施策推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	番号	氏名（敬称略）	所属
1号委員 （公募）	1	加藤 ひろみ	公募による市民
	2	金井 清恵	
	3	寺方 克彦	
	4	島谷 洋雄	
	5	奈良 千鶴	
	6	根崎 由美	
2号委員 （障がい者団体）	7	佐藤 民男	久喜市鷲宮地区身体障害者福祉会
	8	佐藤 美和	セルフヘルプグループ たんぼぼ
	9	片野 三代子	久喜市栗橋手をつなぐ育成会
	10	中城 俊昭	精神障がい者家族会 わかちあいるーむ
	11	大内 伸一	久喜市聴覚障害者協会
3号委員 （福祉事業者）	12	○ 齋藤 裕子	久喜市地域活動支援センター たいよう
	13	弓納持 恵	社会福祉法人 啓和会 障害者支援施設 久喜けいわ
	14	小金淵 美保子	久喜市基幹相談支援センター くきかん
	15	得能 和代	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
	16	冨田 裕悟	特定非営利活動法人あんご工房
4号委員 （関係行政機関）	17	中村 修二	埼玉県立久喜特別支援学校
	18	城戸 真理	埼玉県立騎西特別支援学校
	19	鈴木 孝紀	春日部公共職業安定所
5号委員 （学識経験者）	20	◎ 新井 利民	立正大学社会福祉学部社会福祉学科



4 久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程

平成 23 年 4 月 21 日

訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき策定する久喜市障がい者計画(次条及び第 5 条において「計画」という。)に関する事項を調査及び検討するため、久喜市障がい者計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) その他障がい者施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 庁内会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、福祉部長の職にある者を、副議長は、福祉部障がい者福祉課課長(以下「障がい者福祉課長」という。)の職にある者を、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長、副議長及び委員)

第 4 条 議長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、自らが庁内会議に出席することができないときは、当該委員が属する部に所属する職員で、当該庁内会議の審議事項について実質的に判断をすることができる職員を自己に代えて当該庁内会議に出席させることができる。

(会議)

第 5 条 庁内会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、計画の策定に関し、必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、その者から意見を聴くことができる。

(検討部会)

第 6 条 第 2 条各号に掲げる事項について、必要な調査、研究及び課題の整理をするため、庁内会議に検討部会を置くことができる。

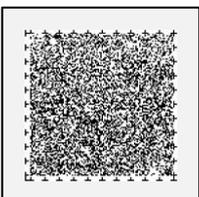
2 検討部会は、障がい者福祉課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 庁内会議の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、議長が定める。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月9日訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

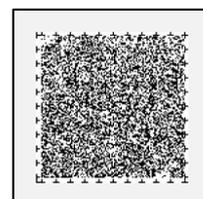
附 則(令和5年3月31日訓令第12号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

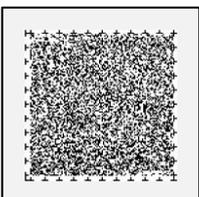
別表(第3条関係)

総合政策部	企画政策課長
総務部	人事課長
	人権推進課長
市民部	市民生活課長
	消防防災課長
福祉部	社会福祉課長
	高齢者福祉課長
	介護保険課長
健康スポーツ部	健康医療課長
	中央保健センター所長
	スポーツ推進課長
子ども未来部	子ども未来課長
	保育課長
建設部	都市整備課長
教育部	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長

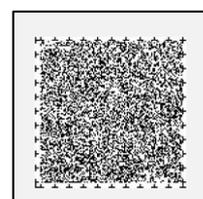


5 用語解説集

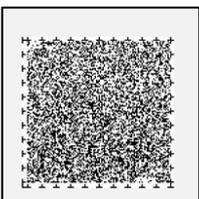
	用語	内容
あ 行	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことで、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ばれている。
	インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。
	エスコートゾーン	「視覚障害者用道路横断帯」と呼ばれ、視覚障がい者に横断方向を誘導するために横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略語。平成27（2015）年の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標。平成28（2016）年から令和12（2030）年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っている。
	NPO	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。
	遠隔手話通訳サービス	手話を必要とする人（聴覚障がい者）と市職員との間で、手話によるコミュニケーションを行う時、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者と画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとる仕組みのこと。
か 行	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できる。
	強度行動障がい	自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。



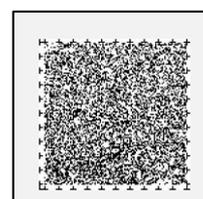
用語		内容
か 行	高次脳機能障がい	病気や交通事故などさまざまな原因で脳に損傷を受けたために、記憶や言語、行動等に生じる障がいのこと。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況に合った適切な行動ができなくなり生活に支障をきたすことがある。
	合理的配慮	障がいのある人が直面するさまざまな社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。 障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、平成28年に施行された「障害者差別解消法」は、「合理的配慮」の提供を行政機関等の義務、事業者に対しては努力義務としたが、令和3年の同法の改正により、令和6年4月からは、事業者に対しても合理的配慮の提供は義務化された。
	雇用率（障がい者雇用率）	常用雇用者数に占める障がい者の割合のこと。障がい者が地域の一員として普通に生活できる共生社会の実現に向けて、全ての事業者には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がある。 民間企業の法定雇用率は2.7%、国及び地方公共団体等については3.0%（教育委員会は2.9%）とされているが、令和5年度から令和8年度までは計画的な雇い入れができるよう、民間企業、国及び地方公共団体とも段階的に引き上げとされている。
さ 行	社会モデル	従来の「障がいは、病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものである」という「医学モデル」に対して、「障がいは、障がいのない人を前提としてできあがった社会の作りや仕組みによって生じるものである」とする考え方を「社会モデル」という。
	重度心身障がい	障がいの種別に関わらず2つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複する場合を指す。
	手話	耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするとき、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の語彙と文法体系を持つ言語のこと。
	手話通訳者	久喜市では、手話通訳士の資格を有する方、手話通訳者全国统一試験に合格している方、久喜市手話通訳者養成講習会の修了者を対象に登録手話通訳者選考試験を実施し、合格者を久喜市手話通訳者として登録している。



用語		内容
さ 行	障害者基本法	障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的に、昭和45（1970）年に制定された法律。国や地方自治体はそれぞれ障がい者基本計画の策定が義務付けられている。
	障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由の享受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約。我が国は平成26（2014）年1月に批准した。
	障害者就業・生活支援センター	就職を希望している障がい者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行う施設で、県内に10ヶ所設置されている。
	障がい者就労支援センター	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るよう支援する施設のこと。
	ジョブコーチ （職場適応応援者）	就職または職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるよう、障がい者本人だけでなく家族や事業主、同僚に対して支援を行う人のこと。
	自立支援協議会	地域生活支援事業の一つで、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場のこと。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図るために配置される職員のこと。



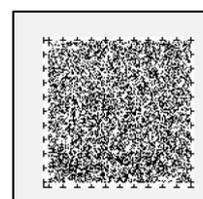
用語		内容
ま 行	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などのために判断能力が十分ではない人の権利を守り、支援するための制度のこと。本人が契約を結ぶ場合などに本人に代わってそれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人を家庭裁判所が選任することによって、本人の判断能力を補うなどの支援を行う。
	ソーシャルインクルージョン	人と人との新しいつながりを求めて、障がいのある人もない人も全ての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方のこと。
	ソーシャルワーカー	日常生活や社会生活にさまざまな困難を抱える人のために、問題解決のための援助を提供する専門職のこと。
た 行	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるための施設。さまざまな機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と地域において機能を分担して担う「面的整備型」などがある。
	地域生活支援事業	市町村の創意工夫によって利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業のこと。相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業などの必須事業と、社会参加支援など地域の実情に合わせて実施する任意事業がある。
	地域包括ケアシステム	介護や支援が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等を一体的に提供する仕組みのこと。
	点字	紙面等に突起した点を一定の方式で組み合わせて表した、視覚障がい者用の記号文字のこと。縦3点、横2点の6点の各点の組み合わせによってできる63種類を基本に点字組織を形成する。点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字と言い、墨字で書かれたものを点字に翻訳することを点訳という。



用語		内容
た 行	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障がいの子どもも含め、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施される。
な 行	難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののこと。令和3年11月からは338の疾病が指定難病に指定され、医療費助成等の対象となっている。
	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。
は 行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発生する障がいのこと。平成22年の障害者自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれることが明文化された。
	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建築内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。
	ピアカウンセリング	ピア(Peer)とは社会的、法的に同等・対等な人、仲間、同僚などの意味。ピアカウンセリングとは、障がいのある人など課題や問題を抱える当事者自身がカウンセラーとなり、同じ障がいのある人など同じ立場や状況にある人に対して相談援助活動を行うこと。
	ピアサポート	同じ課題や問題、不安があり、同じような立場にある人が互いに支え合う活動のこと。



	用語	内容
は 行	福祉オンブズパーソン	サービス利用者の権利を守り、より良いサービスの提供を目指すために、利用者等からの苦情申し立てを受け、調査により必要と判断したときは、市または事業者に対し、意見表明や是正勧告・制度の改善について提言する専門家のこと。久喜市では、健康・福祉関係の専門家（学識経験者）と法律の専門家（弁護士）に委嘱している。
	フレンドシップ学級	就労している知的障がい者の余暇活動を支援するとともに、相互の交流を深め、自主的な社会参加を図るため、市が実施している事業のこと。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の地域における拠点として、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進する機関のこと。久喜市では、久喜市社会福祉協議会内に設置されている。
や 行	ユニバーサルデザイン	障がいのある人をはじめ、誰にでも使いやすいように製品や生活環境をデザインする考え方のこと。障がいのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものになり得るという考え方を前提として、普遍性を強調した概念のこと。
	要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つであり、話し手の発言内容を要約して筆記することで聴覚障がい者に伝えるもの。 紙に手書きで要約した内容を記載するノートテイクや、パソコンで要約文を入力してビデオプロジェクターで投影する方法などがある。
ら 行	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。
	リハビリテーション	能力低下やその状態の改善を図ることで、障がい者の社会的統合を実現するあらゆる手段のこと。障がい者が環境に適応するための訓練を行うことだけでなく、環境や社会に手を加えることも含んでいる。
わ 行	ワンストップ	1箇所で用事などを済ませることができること。特に行政の窓口などを一元化して、さまざまな相談や手続等を1箇所で受け付けられるようにすること。



**第3次久喜市障がい者計画
第7期久喜市障がい福祉計画
第3期久喜市障がい児福祉計画**

令和6(2024)年3月

発行:久喜市 福祉部 障がい者福祉課
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3
電話 0480-22-1111(代表) FAX 0480-23-0699
E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp
URL <https://www.city.kuki.lg.jp/>

